

## 厚岸町議会 平成23年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成23年3月9日

午前10時00分開会

- 委員長（音喜多委員） ただいまから、平成23年度各会計予算審査特別委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、議案第3号 平成23年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

37ページをお開きいただきたいと思います。

15款の国庫支出金から進めてまいります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金。

3目衛生費国庫補助金。

4目農林水産業費国庫補助金。

6目土木費国庫補助金。

7目消防費国庫補助金。

8目教育費国庫補助金。

3項委託金、1目総務費委託金。

2目民生費委託金。

4目土木費委託金。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

2項道補助金、1目総務費道補助金。

2目民生費道補助金。

3目衛生費道補助金。

4目農林水産業費道補助金。

6目土木費道補助金。

7目教育費道補助金。

3項委託金、1目総務費委託金。

3目衛生費委託金。

4目農林水産業費委託金。

5目商工費委託金。

6目土木費委託金。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

2目利子及び配当金。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入。

2目生産物売払収入。

4目農業施設売払収入。

18款、1項寄附金、1目一般寄附金。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金。

2目減債基金繰入金。

3目地域づくり推進基金繰入金。

4目町おこし基金繰入金。

6目環境保全基金繰入金。

20款1項1目繰越金。ございませんか。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金。

2目加算金。

3目過料。

2項預金利子、1目町預金利子。

3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入。

5目地域総合整備資金貸付金収入。

6目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。

10番。

●谷口委員 十勝沖地震災害援護資金貸付金収入なんですが、今回の説明を聞いていましたら、収納実態を反映した計上をしたというふうな説明だったのですけれども、これは、収納状況がどういう状況に今なっているのか。今後の見通しも含めて説明をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 十勝沖地震災害援護資金貸付金収入につきましては、本年度10万円の計上をお願いしてございます。

私、以前の議会の中で、谷口議員の質問から、今後の繰り延べの状況はどうなっていくのだということで、現状の収納状況からすると、少しの間、同じような滞納繰越が累積していくのではないかと、ちょっと申し上げたところではございましたが、滞納者については3名いる状況でありまして、ここ数年、同程度の収入しか入ってこないのですけれども、そこですべての方が、昨年12月をもって、最終の償還期限を迎えております。そこで、今年度はその分がすべて予算なしということで、今回、この10万円については、滞納繰越分で、納入誓約に基づく納入予定額と、そのようにおっしゃっていただいているところではございまして、ここ数年、例年どおりの納入に努めていただいている状況でございまして。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 滞納の総額はどのくらいになっているのですか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 申しわけございません。金額につきましては、滞納分が143万8,900円という状況になっております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、滞納者は、それなりに努力をしながらではありますけれども、このぐらいずつ償還をしようという、そういう努力はあるということで今回の予算を、あと14年ぐらいかかるのですけれども、そういうことでいこうとしているというふうに理解していいのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） この3名につきましては、1名については行方不明という状況でありましたけれども、その保証人のほうに請求をさせていただくことになりまして、そういった部分でも、すべて、納入誓約といいますか、計画的な納入をお約束いただいた。ただし、金額については、ちょっと、少額でありますけれども、そういった努力に期待して、今後とも継続的な納入に努めていただきたいなど、そういう約束を取りつけているところでございます。

（「はい、いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

4項受託事業収入、3目衛生費受託事業収入。

4目農林水産業費受託事業収入。

5目土木費受託事業収入。

6項雑入、1目滞納処分費。

2目過年度収入。

3目雑入。ございませんか。

10番。

●谷口委員 ポスター売払代だとか、それから観光ポスター売払代というのがあるのですけれども、これはだれがつくって、どういう目的でやるものを厚岸町が売り払いをするということになっているのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

ポスター売払代でございますが、これにつきましては、厚岸町がつくってございます。

それで、ポスターについては2種類保有しておりまして、そのポスターの作成単価に応じて1枚当たりの単価を見ておりまして、1種類は780円、もう1種類は840円でお売りしているという状況です。

ただ、観光ポスターでございますから、観光宣伝が主たる目的で制作をさせていただいております。そういった部分での、基本的には、有料でというのはごくまれに、営業的に使われる場合にはお売りをすると。主たる観光客にPRするために、宣伝で使う場合には無償でやるということでございますので、実態としては、こういう形で売払収入は持っておりますので予算は見ておりますけれども、平成21年、22年を見ても、そういった実績はございません。ただ、そういった、観光宣伝以外で、仮に営利を目的とするような場合において売り払いをさせていただくというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それともう一つ、道の駅のスタンプラリー帳売払代4万5,000円というのがありますけれども、これは厚岸町がやらなければならないものなのか。例えばコンキリエの利用としてこれをやるべきではないのかというふうに思うのですけれども、その辺は、どういってこれは厚岸町のほうに売り払い代が計上されなければならないのか。そして、扱うのはだれが扱うのか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

道の駅をめぐる場合に、スタンプ帳というものを持って、マニアの方はいろいろ回って歩くと。それで完全制覇をすると、制覇したときのコメントを提供するという事で、主体である道の駅連絡協議会が中心となって行っていると。

道の駅のほうの指定につきましては、厚岸町が指定の申請をして、こういったような施設を道の駅という形で指定をしてございます。ですから、道の駅に係る部分については町の負担で行っているということでございますけれども、このスタンプ帳につきましては、1冊購入したいということで来られた方に150円でお売りします。実際、これは道の駅連絡協議会が小売りしますから、その販売に応じて、これは歳出のほうであるのですけれども、1冊130円で購入するのです。130円で購入したものを150円で売って、20円は手数料ということで実施的な徴収になるという形になる。ですから、あくまでも道の駅につきましては厚岸町のほうで申請をして、厚岸町の道の駅ということでございますので、その業務については、味覚ターミナルにある観光案内所、あそこにつきましては町のほうで委託料で見ているわけでございますが、あそここのところで取り扱っていただいているというものでございます。

（「はい、いいですよ」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。  
13番。

●室崎委員 雑入に古紙売払代というのと資源ごみ売払代というのがあります。資源ごみ売払代というのは、前は雑品売払代という項目であったというふうに、たしか提案説明のときにお聞きしたのですが、まずそれで間違いないかどうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 資源ごみの売り払い代の関係でありますけれども、この関係につきましては、分別収集した際に、アルミあるいはスチール、その他……。

（「いや、そんなことはまだ聞いてないよ」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 雑品かどうかということです。

●環境政策課長（大崎課長） この資源ごみ売り払いということで計上させていただいております。

●委員長（音喜多委員） 以前と今と次元が。

●環境政策課長（大崎課長） 名前を変えただけでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 大したことは聞いていないですから。

それで、去年は雑品売払代が800万円ぐらいだったのです。ことしは1,350万円。名前を変えただけだということは同じものだというふうに思うのですけれども、どんとふえているのです。収入がふえるのは大いに結構なのですけれども、ちょっとその中身について教えてください。どうしてこういうふうに変ったのか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 委員おっしゃるとおり、前年度につきましては予算計上額が802万6,000円でございます。昨年、前年に比べまして552万7,000円ほどふえてございます。

内容につきましては、すべての資源ごみ、アルミ、それからスチール、その他金属、あるいはペットボトル等で、その売り払い価格につきまして、総体的に前年度と比べまして2倍以上のアップになっているということでございまして、ことし、前年度の実績

に対して90%ほどのアップ率を見込んで今回計上させていただいたという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 補正予算の最後のところでちょっとわからなかったものですから、それで聞くんですが、そうすると、相場がぐんと上がったと、金属類。それで、800万円程度を見込んでいたのだけれども、最終的には、決算にならないと最終的な数字は出ないでしょうけれども、大ざっぱに言って1,500万円ぐらい、ことしは実績があると。だから1,300万円ぐらいでつけたのだということですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 22年度に、3カ月に1回ほど入札をして、その入札金額で、多いところにつきまして落札をしているという内容でございます。その回数が、3回行っておるわけでありましてけれども、その平均単価がいずれも前年度を大きく上回っているということでございますので、その決算の状況等、まだ3月末まで決算が残っていますけれども、これまでの3回の入札状況等を勘案して今回の計上になったという内容でございます。

3月末の見込額、1,466万2,000円ほどの見込みを立ててございまして、その金額の90%で算出したという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 相場が上がって、量が極端にふえたのではなくて、買い取り価格がふえたのだということですね。

それで、もう一つ、それとの関連でなるのですが、古紙売払代というのは、前から雑品売払代とは分けているのですよね。これはどういうわけで分けていたのですか。

それで、今回、資源ごみ売払代というタイトルが出てきますと、ああ、古紙は資源ごみでないのかというようなことにもなるので、その点を含めて、分けている理由と、その内容についてお聞かせをいただきたいと。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

古紙売払代分ということで1万円の計上をしております。この古紙につきましては、役場の中で排出される新聞紙、雑誌、それからミスコピー等々の使用できない、いわゆる古紙を、業とする業者さんに売り払うものでございます。

ちなみに単価でございますが、これは随意契約になってございまして、1キログラム当たり100円ということで、昨年来1万3,000円ほどの収入ということになってございま

す。(発言する者あり) 1キロ100円です。ですから、130キロほどの古紙が出るということでございます。

●委員長(音喜多委員) いいですか。

ほか、ございませんか。

(なし)

●委員長(音喜多委員) 進みます。

22款、1項町債、4目農林水産業債。

6目土木債。

7目消防債。

8目教育債。

10目臨時財政対策債。

10番。

●谷口委員 この臨時財政対策債が大幅に減らされているのですけれども、交付税の増額と臨財債の減額の、今までは臨時財政対策債は、後年度、交付税措置が見られるので、交付税と同じように見ていいのだというような説明をされてきているのですけれども、それが今回、こういうふう大幅に減額になると、厚岸町の財政運営にどう影響が出てくるのか、その辺も含めて説明をしていただきたいというふうに思います。

●委員長(音喜多委員) 税財政課長。

●税財政課長(小島課長) 地方交付税と臨時財政対策債は、国の見方としてはセットで考えてございます。いずれも一般財源ということで、地方財政措置の中に組み込んでいくという前提がございます。

なぜこういう制度ができたかというのは、ご質問者は重々ご承知のことと思いますが、国において、地方交付税の、現金ベースで交付するだけの国は財源がないということでもって始まった制度でございます。

ところが、今年度、償還額の100%を交付税算入するということは、実際には行われておりますが、実際の償還額をもって算入しているわけではなくて、国が示す臨時財政対策債の発行可能額、それをもって、今年度、20年で償還するわけでございますけれども、その20年度での理論償還費をもって算入されています。ということは、発行しない自治体も算入されるという仕組みになっています。

これはなぜかと申しますと、国は臨時財政対策債の部分も含めて、地方交付税上、本当は現金で交付しなければならない理屈があるわけですから、今年度、自治体が償還する分も100%補償しなければ、これは理屈に合わないということが大前提にあるわけでございます。

ただし、今申し上げたように、そういった理論上の算入ということで、100%補償され

ているにしても、その部分が実質的な地方交付税の総額に積み上がっていかないと、どんどん償還の分の割合がふえていって、実質的な地方行政を賄う経費に回る部分が圧縮されはしないかということが出てきます。それを防ぐために、今回、国がとった措置は、できるだけ地方交付税の現金ベースをふやして、臨時財政対策債の比率を去年よりも圧縮しようというふうに工夫されたということでございます。なおかつ、人口規模の小さい自治体には、その発行額を抑えて、逆に言うと地方交付税の現金ベースのふやす工夫をするという情報でございます。

そういったからくりの中でこの制度が成り立っているということございまして、この部分も含めた中で、厚岸町としてはこの予算編成に臨んだわけございまして、この部分の臨時財政対策債が減った部分、去年は3億8,520万円ございまして、今年度は3億1,200万円ということで、19%減ということでございます。これは、地財の数字よりも若干圧縮されていますけれども、これは市町村分と都道府県分の違いという情報が来ましたので、19%減、これは全国の平均値でございます。

ただし、市と町村と、これから7月以降に算定がされますけれども、そのときに、町村部分がさらに圧縮、抑制を検討するという情報がございまして、そうすると、この3億1,200万円よりも減額になるということが予想されます。その部分は地方交付税のほうに移行するというふうに我々としては押さえておりますので、この総額としてはプラス・マイナス・ゼロになるものと、制度上、そういうふうに考えているところでございますから、厚岸町の財政運営上、今は影響がないというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 新年度の国の財政計画は、臨財債を圧縮する、それから特別交付税を1%下げるといふふうになってきていますよね。そういう点では、普通交付税がその分を埋め合わせる、そういう内容になっているということで、財政的には、その道筋は心配がないのだと理解しておいていいのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 国において、地方財政措置をするときに、地方一般財源総額を確保するという表現を使っております。この地方一般財源総額という意味は、いわゆる国における地方財政計画、これは国が一方的につくる計画でございますけれども、その計画上の需要額、いわゆる歳出ベースです。その部分に国が手当てる国庫補助金等、国が負担する部分を差し引いた部分が一般財源総額になるわけでございますけれども、その内訳としては、この地方交付税、それから臨時財政対策債、それと地方税など、大まかに言うと三つが含まれているということございまして、臨時財政対策債も含まれた数字として国は考えているということでございます。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

13番。



- 室崎委員 申しわけありません。私は、財政は全く素人なので、今のような難しい話を聞いていると、よくわからないのです。それで、何でそんなわかり切ったことを聞くんだと言わないで、かみ砕いて教えていただきたいのですが、地方交付税と臨時財政対策債というのは、まずセットであるということは、両方足したものが、いわゆる地方交付税的一般財源として使えるものだというふうに考えていいのだろうかともまず思うのです。それは違うなら違うと言ってください。

それで、今回は臨時財政対策債でもって1億1,000万円ちょっとぐらいのものは減るといふふうに考えなければならない。こここのころの、昨年との比較を見ますと。そうすると、大体1億1,000万円程度のものは、いろいろな今のような難しい話を経て、最終的には厚岸町として、交付税のほうのふえた分で見込めるのだということになるのかどうかと。

- 委員長（音喜多委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ご質問者は去年の予算対比でご質問されておりました。先ほど9番議員からご質問されたときに私がご答弁いたしました3億8,520万円というのは、これは確定値でございますので、その部分のご了承願したいと思います。

22年度もそうでしたが、結局、補正予算において臨時財政対策債は減額措置をとっておりますけれども、この部分は、普通交付税の算定上プラスのほうに作用しておりますので、ここもプラス・マイナス・ゼロでございました、結果的に。それで、今おっしゃられました23年度においても、その臨時財政対策債が減った分は、国において交付税のほうで措置するということになってございますから、こちらのほうもプラス・マイナス・ゼロという状況でございます。これは、制度ができてから変わらず措置されておりますので、新年度においてもそのような状況で入るものというふうに考えておるところでございます。

- 委員長（音喜多委員） 13番。

- 室崎委員 それで、国はいろいろな補助金なんかを減らしていくときにも、交付税で措置するから、こういう言い方をよく使うんですね。今、同じ言葉が出てきたのですけれども。それで、ほかの補助金なんかのときには、交付税で措置するからというのは、普通地方交付税の基準財政需要額の項目に入れてくるということを言っているのですよ。そうしますと、交付税というのは、私が聞いているところによりますと、基準財政需要額の総額から基準財政収入額の総額を引いて調整率を掛けるということになりますので、国は100万円地方交付税で措置したよと言っても、厚岸町の手に入るときには、そういうスクリーンをくぐってきますので、60万円とか70万円とかというものになってしまうんだという話も聞いているのですが、今回の臨時財政対策債に関しては、今のお話を聞いていると、国は、もともと交付税でもって措置しなきゃなんないものなんだから、その償還額については全額国が持たなきゃならないんだという基本的な理念のもとに行っ

いる。結局、臨時財政対策債を減らすということは、当然、その分だけはきちんと現金で地方交付税がふえてくるというふうにも聞こえるんですけども、いやいや、そうじゃなくて、地方交付税で措置するよという話だけであるならば、実際には幾ら来ているんだろうという話が出てくるんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 国がよく使う表現として、ご質問者がおっしゃられるように、地方交付税措置をとるという表現が、これは、特に3月までの表現としてはそういう言葉を使うことが多ございます。ただ、地方交付税には2通り、ご質問者ご存じのとおりありまして、普通交付税と特別交付税があります。それを明示しないまま交付税措置という表現をとる場合が本当に多ございます。

我々が気をつけなければならないのは、それが特別交付税の措置だった場合でございます。それがルール分以外というのですか、目に見える部分以外のほうが特別交付税の場合が多いわけでございますから、もう、どこに算入されているかわからないと、結果的には。そういうこともございます。

普通交付税であれば、ご質問者がおっしゃられるとおり、需要額の項目の中に入っております。その入り方はさまざまです。我々が今押さえているのは、きのうのご質問にもお答えしましたけれども、単価の部分でございますけれども、それ以外に必要なのは、あとは補正件数と申しまして、いろんな数値を変更をかける、こちらのほうが非常に難しい解析が必要でして、これは本算定に入るまで全くわかりません。物すごい分厚い資料です。もう、0コンマ10けたぐらいの数字を駆使しながら、物すごい解析をするわけでございます。

まだ、我々としては半分の情報の中でその辺を進めているわけですけども、そういった状況の中で、ご質問者がおっしゃられるとおり、需要額という部分と新入額という部分は、これはセットでございまして、国が言う需要額の部分は、いわゆる地方税で充てる部分も入っているわけでございますから、実質的に交付額ベースで言うと8割程度ということになりますので、我々としてはその部分もきちんと押さえた上で行政執行する必要があるというふうに考えているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうすると、今のもろもろの、非常に、いかにしてわかりづらくするかというところに苦心しているんじゃないかと思うような難しい計算をしてよこすわけでしょう、国のほうはね。それで財政担当の方たちは非常に苦労するという話は前から何遍も聞いています。

それで、そういうような状況の中でもって、今、臨時財政対策債が現実に減らされていくわけですね、間違いなく。ここの部分は間違いのないわけですね、明確なわけですね。そうすると、その分が、地方交付税と臨時財政対策債はセットだから、右にあったものは左に来るんだと。そして、右と左を足したものが同じだとは、最終的に握ったお金で

言う、言い切れない。その間にはいろいろな難しい計算が入って、結局は最終的に1億1,000万円程度の臨時財政対策債は減らされるけれども、例年に、予算ベースじゃないですよ。最終的に入ってきた厚岸町の一般財源として使えるお金については何の違ひもありませんとは、一応国は言っているけれども、最終的に握ったお金の手の中を見たら、ありゃあ、違うんじゃないのという可能性は否定できないと。そういう危険性はあるというふうに理解しておけばよろしいんですね。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） その部分に関しましては、ご質問者のおっしゃられることがベースにあるのかなと私も思っているところでございます。

（「はい、いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。

51ページ、議会費から進めてまいります。

1款、1項、1目議会費。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

61ページまで行きます。

2目簡易郵便局費。

3目職員厚生費。

4目情報化推進費。

69ページへ行きます。

5目交通安全防犯費。

6目行政管理費。

7目文書広報費。

8目財政管理費。

9目会計管理費。

10目企画費。

11目財産管理費。

2番。

●堀委員 まず、これは事実関係の確認だけなので、イエスカノーかだけでいいんですけども、さきの一般議案で提出されましたトライベツ地区の集会所のときに出された資料の中で、AとBとCとDというふうに土地が分かれた説明資料をいただいたのですけ

れども、Bの部分やDの部分というのはわかるんですけれども、Cの部分については、売り払いを検討している、それとも売り払いはもう既にされたのかどうかというのを、イエスかノーかだけでいいんですけれども、それで教えていただきたいのですけれども。

●委員長（音喜多委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上補佐） 検討をしています。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 では、まだ売るとか何とかということがされていないということだというふうに私は理解します。

そちらのほうは置いておきまして、資料をいただきました。厚岸町の建設工事の競争入札等の指名受理件数ということで、厚岸町内54社とか、合計681社というような形でいただいています。

それで、この申請というものが2月1日から2月28日までの間で行われたのですけれども、まず、ホームページなどを見ると、今回から添付書類が変更となっておりますので、必ず確認の上、申請願いますというふうに記載されておりました。ただ、私のほうで、どこが変わったのかという、前回というか、21年、22年の分の申請の書類との変更点がちょっとわからなかったものなので、まず、どこが変更点なのかというのを教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時46分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上補佐） お答えいたします。

今回の指名基準の中で改定した部分でございますけれども、義務的適正ということで、国税、道税、市町村税、国民健康保険税または国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料。厚岸町の場合については、そのほかに町の公共料金の納付の確認ができるものというふうに変更しております。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 今、国民健康保険税とか後期高齢者医療保険料とかというものが出ていたんで

すけれども、これは、すべてなのでしょうか。町内の人以外の、管内、道内、または国内と言ったらいいのかな。国内全事業者がこれらを出してくださいというふうになっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上補佐） 道外、道内については、国税、道税、市町村税までというふうな状況となっております。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 それで、23年、24年度の競争入札、参加資格申請というような中で、工事関係、あとは業務関係とか、物品の購入関係というものを2年に1回申請を受け付けて、そこに対して指名競争入札をする場合においては、そこから業者というものを抽出して発注行為というものがなされるというものだというふうに私は理解しているんですけども、今回、変更点となったところというのが、国税、道税、市町村税という従来の添付書類以外のところでの部分、国民健康保険税または国民健康保険料、あと介護保険料も、あと、後期高齢者医療保険料、また、町の公納金関係というものも、添付書類として滞納のないことの証明をつけなさいというふうになっているんですけども、この証明をつけなさいとなっているのは、町外以外の人方は出さなくてもいいと。町内の人方だけは、これらの書類をプラスして出さなければならないというふうに今回なったんですけども、どうしてこのようになったのかということをもっと教えていただきたいと思っておりますけれども。

●委員長（音喜多委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上補佐） 厚岸町が発注する工事であるとか、物品であるとか、これにおいて、要は最低限度、町に税金を納めている業者ということをもっと限定をします。要は町税を納めている、納めていないことによって、会社の経営等についても、ある程度の範囲で、町のほうでも要は確認ができるという内容で、納めてもらうべき税金については、納めている業者という限定をしたわけでございます。

●堀委員 調査同意書に係る分というものが何で必要だったのかという。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上補佐） お答えいたします。

まず、町内業者の、要は納税関係については、これについては厚岸町のほうでも、ちょっと内容については確認できるんですけども、道外・内については、ちょっと、これまでは町のほうで、簡単に確認することができないものですから、まずは最低限度の、要は国税、道税、市町村税ということで、まずは線引きをやったという状況です。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 それは前回と変更点がないところなんで、それについてはわかるんですよ。国税、道税、市町村税に滞納がないことを証明する、納税証明書を添付しなさいというのはわかるんですけども、今回変更になった点です。例えば法人とかの場合だと、代表者の個人分の所得税、消費税、地方消費税、上記以外に該当する国税があれば、その納税証明書とかというものもプラスになっていますし、また、町内業者だけに限ると、それプラス調査同意書というものを出示してもらっていると。調査同意書というものが何なのかというと、町の公納金関係です。ごみ処理手数料、保育料、町営住宅家賃、水道料金及び下水道使用料、公共下水道受益者負担金とか、ここでは介護保険料とかも恐らく入ってくるのだと思うんですけども、そういうものがプラスになった。このプラスになったものは、どうしてこういうふうに関税として出さなければならなかったのかというのをお聞きしたんですけども。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 公共工事に限らず物品購入等々に関しましても、それを執行する財源というものは、税金、それから、いわゆる公納金、これらが財源となっております。これらの納付をきちっと納めていただけていない状況もある。義務を果たしていただけていないところに公共工事あるいは物品の購入をお願いするということは、町民の皆さんの理解を得るのは難しいのではないかという議論がありまして、今回、入札参加資格の申請に当たって、そういう項目をつけ加えさせていただいたという内容であります。特に、個人で営業されている方々、それから会社を営んでいて、その責任を持っておられる方、これらについても、そういう調査をさせていただいて、そうすることが、我々がお願いしている工事、物品の納入をきちっとやっていただける安定的な経営をされているという判断の材料にするために、今回そういう項目をつけ加えさせていただいたという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 ただ、町内業者以外の業者、国内全社のうち町内業者以外のところというのは、

これらの追加の添付書類というものが不要ないというふうになっているわけですね。といったときには、そうすると、厚岸町内の事業者だけが、とりわけ厚岸町内で事業をやろうというときに、余計にふるいにかけてしまうというふうになってしまうんじゃないのかなというふうに思うんですよね。確かに、税の滞納とかの関係で、公共工事に対しての義務というものを果たしていないという判断というのはわかるんですけども、一方で、1月に可決されました中小企業振興の基本条例という中では、少なくとも町内の中小企業の受注拡大の増大に努めるというのが町の役割としてうたっているわけなんですよ。そういうようにうたっていて、この4月からこの条例が施行されるというような段階においても、なおかつ町が町内の業者にだけは、町内以外の業者へのフィルタリング以上のものをかけようとするというのが、どうも町としての中小企業振興に対しての気構えというか、私はそういうものが少ないんじゃないのかなというふうにどうしても思ってしまうんですよね。そこら辺はやはり、どういうふうに考えているのかというものをお聞きしたいんですけれども。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 公共事業等を発注させていただく、あるいは物品を購入させていただくということに関しまして、町の基本的な姿勢は、町内業者で調達できるもの、町内業者で工事可能なもの、これは極力、町内の皆さんに仕事を、発注チャンス、これをきちんと確保していきたいと。それが基本的な姿勢であります。

今回、こういう項目を設けさせていただいたのは、その発注機会を少なくするという目的ではありません。受注者としての責任をきちんと果たしていただいているということが、これが大前提でありますから、そのことについてはきちんと義務を果たしていただいているかどうかということを確認させていただくという内容でございます。

町外の業者さんにそれを求めなかったというのは、確認ができないからであります。受注機会をなるべく町内の皆さんに持っていただくという考え方では、中小企業振興条例の考え方、それはいささかも揺れ動いているものではありません。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 やり方はいろいろあると思うんですよね。例えば町内以外の業者と同じように国税、道税、市町村税の滞納のないことの証明だけを受けておいて、実際に業務なりを発注するときに、その指名に当たったときに、そのときにいただいて調査をすとかというような形でも、それはやれると思うのですよ。今、前段の段階でのこういうふうふるいをかける必要というものはどこにもないとは思っているんですよね。だから、そこら辺はやはり、もっとこの中小企業振興の基本条例にうたっている町の役割といったものを考えたときには、もっと率先して、能動的な考え方というものがあっていいんじゃないのかなというふうに思います。

また、今回、添付書類などを見ても思うんですけれども、例えば、いろいろと申請書類といった中では資格要件というものがあります。そこには、例えば、あるのが、一番

障壁として、町内業者とかが参加しようとしても、なかなかできないといったものの中であるのは、物件の製造とかもそうですし、建築物の設計とかもそうなのですけれども、個人にあつての従業員規定というのがあります。例えば物件の製造だと、個人にあつては従業員が10人以上であることとか、建築物の設計にあつても、個人にあつては従業員の数が3人以上であるとか、土木施設も3人以上、測量に係るものも3人以上、印刷物の製造とかも3人です。あと、物品の購入とかについても、やはり従業員の数が3人とかというふうになっております。

例えば、この中小企業振興の基本条例というものを考えたときに、よりそして町内の中小企業の活性化を図ろうとするのであれば、この3人という規制というものも、町内に限っては緩和するとかというものも、そういう考え方というものも成り立つというふうに私は思うのです、この基本条例のもとで考えたときには。そういうものをできなかったというものに対してやはり、町としての中小企業基本条例を、それを使って中小企業の振興を図っていくんだというものが、どうしても私は、先ほども言ったとおり、その気構えというか、そういうものが思えてならない。もっともっと、この条例ができたことによる、関係する規制緩和、町内業者、中小企業の振興のための規制緩和とかといったものをもっともっと庁内的にも検討していった中でやっていただきたいと思うんですけども、この点についてはどうお考えでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） まず、前段でおっしゃられた、特に指名の場合を指されておっしゃっていましたが、そういう要件を前に設定するか後に設定するか。これは、前に設定しようが後に設定しようが、条件が同じであれば同じ結果になろうかと思えます。それを、前後の差がどこに出てくるかというのは、ちょっと理解に苦しむわけでありませう。

それから、参加資格要件等々については、これは特別いじっているものではありません。これまで担当者が事務をされていたときと何ら変わっているものではありません。

我々、事務を執行する上で、先ほども言いましたけれども、中小企業振興条例に基づく町内企業の活性化、町内企業の受注の機会の確保、これは最大限努力をしていくという考え方には、何ら変更があるものでもありませんし、さらに、そういうチャンスをきちんと持っていただいて、中小企業の活性化になればいいなと、そのように思っております。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうすると、規制的になる従業員の要件とかというものを緩和しようとかということは、町内業者に限つての緩和というものは考えていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 副町長。



●副町長（大沼副町長） 現在、直ちに緩和する、しないということは、考えはありません。しかし、中小企業振興条例の議論をしていただく中で、そういう会議を持つと。この町をどうやって、どういうふうに、どの部分で、今おっしゃったような規制緩和をすれば、もっと我々の仕事がふえてくる、受注機会もふえていくというような議論があつて、その中で具体的な制度設計が立てられるものであれば、それは我々、全然聞く耳を持たないで、全部排除する、そんな気持ちはさらさらありません。そういうことも含めて、中小企業振興条例に基づく下部組織と言っていいのか、そういう会議でもってきちんと議論をしていただこうじゃないかというのが趣旨でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 ぜひと中小企業振興会議や戦略会議の中でも、こういった、町内業者だけをターゲットにした排除規定というか、そういうものというものの緩和というものもやはり、ぜひと今後検討していってもらいたいなというふうに要望をしたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今日の公共事業の減額、さらにはまた地方経済が疲弊をしているという中での地元企業の育成、極めて重要な課題であります。しかし、今、いろいろ議論がございましたとおり、特に建設業を営むに当たりましては、技術力はもちろんでありますが、それと同時に、私どもは発注責任がございます。公金を使つての発注であります。そういう意味において、この企業であれば間違いなく立派な、また発注責任にこたえられる仕事ができるかどうか、その会社の企業としての内容等も十分にできた中での、やはり企業というものをこれから育てていかなければならない。地元だから当然仕事はもらえるのだというものでもないと思っております。それだけ地元企業も努力をしていただきたい。いい仕事をしてもらいたい。そのように考えておる次第であります。

●委員長（音喜多委員） 2番、いいですか。

2番。

●堀委員 今の町長の言うことは十分わかります。ただ、私が言っているのは、工事といったものの中ではそういう従業員規定というものはないのですよ。それ以外のものについての従業員規定といったものの中で私は言わせてもらったので、あれなのですけれども、ただ、やはり町をどのように活性化させるかというのは、当然それは常に理事者の人方も心を配っていると思うんですけれども、やはりこういう小さいところから少しずつ積み上げていくというのが、私は何より大事だなというふうに思うんです。

やはり、例えば公納金の滞納状況についても、上げさせておいて、例えば指名したときに、あなたのところを指名したいんだけどもと言ったときのほうが、むしろやはり公納金としての、滞納のあるところだと、自分方がもしかしたら受けられるかもしれないといったときには、公納金の納入といったものの中で人助けになるのかなど。そういうふうにも考えられるわけなんですよ。前段ではじいてしまえば、いやいや、どうせなんだから何も滞納しちゃえというふうにもなるのかもしれませんが、やはり自分たちでも仕事がもらえるんだといったものを考えたときというものの、やはり人情としては起こり得ることなんで、やはりそこら辺というものも検討していただきたいと。

あと、指名に関してというふうに言わせてもらおうと、今、指名競争入札も、町長は今、選考委員会に入っていないのかなというふうに思うんですけども、ただ、選考委員の中には、当然、副町長や財政担当課長、または現課の課長なりというような中で、その人方は、書類上だけじゃなくて町内のいろいろな事情をわかっている方々が選考委員会の中に入るわけなんです。じゃあ、例えばその選考委員会のときに、いや、あそこの業者に指名しよう。いや、ちょっと待ってよ。ここの会社はちょっと、何かいいわさを聞かないよとかといったものは、そのための会議だと私は思うんですよね。いろいろな情報を持ち合った中で、より確実なところに指名を与えるというふうに考えるのが指名選考委員会であって、ただ単に書類が上がってきたものだけで、はい、いいですよなんていうふうなものじゃないというふうに私は思っております。

ですから、そういったものの運用に関しても、やはりあるんで、そこら辺、より一層考えた中で、町内業者といったものの受注機会の増大といったものをぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） まず、公納金といいますのは、町から指名があるからないからといって、納めていただくという種類のものではありません。納期内にきちっと納めていただくというのが大原則でありますから。したがって、今回定めさせていただいたやり方をさせていただきたいと、そのように思います。

それから、指名選考委員会の指名であります、これは、単純に機械的に、指名選考願が上がっているから直ちに、じゃあ、原案どおりの業者に指名するという機械的な作業を行っているわけではありません。当然、今、堀委員がおっしゃったような、町の情勢ですとか、その企業のランクづけではあるけれども、これまでの実績ですとか、そういうことを勘案しながら指名選考委員会で、その指名が適切であるかどうかということ判断させていただいておりますので、その点、ご理解をいただきたいとします。

なお、私と堀委員は、考え方、最後の部分では一致しているわけであり、できるだけ町内の業者さんに受注機会を持っていただきたいと。そういう考えは全く同感であります。

（「いいです」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） いいですか。  
ほか、ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 進みます。  
12目車両管理費。  
2項徴税費、1目賦課納税費。  
14番。

- 竹田委員 固定資産評価審査委員会についてお話を聞きたいと思います。  
当然、固定資産の額を算定する、しないは別として、金額が決まる部分の委員会というふうに、まず承知してもよろしいのでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） 固定資産評価審査委員会の役割でございますけれども、この部分につきましては、課税の状況の報告ということがございます。その部分が、報告ということで示させていただいておりますけれども、本当のここでの役割は、課税された方々が不服を申し立てるといったときに、町の課税の状況が適正であったかどうかということをごこの審査委員会で諮っていただくということが主な役割でございます。全体の課税の状況等につきましては、この審査委員会にも報告を申し上げておりますけれども、前段申し上げた不服申立があった部分についての審査と、それが役割でございます。

- 委員長（音喜多委員） 14番。

- 竹田委員 課税の評価をするに当たってを含めて聞きたいんですけれども、課税の評価をしてから、私の知り得るところでは数年間変動がないというふうに思っているんですけれども、まず変動がこの数年間、いつから今日に至って、あるのかないのか、まずそこだけ聞きたいと思います。

- 委員長（音喜多委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） 評価する対象としては、土地と建物がございます。基本的には、建物は3年に1回の評価がえ、土地も実はそうでございますが、これはせんだってのご質問にもお答えしておりますけれども、土地に関しましては、3年に1回の評価がえでは、その下落率が、最近は特に大きいということで、国土交通省と北海道の地価公示価格に基づきまして、毎年、時点修正というものを行ってございます。ですから、土地に関しましては最近毎年、それから、建物に関しては、基本的には3年に一度と、こういう状況で課税業務が進んでございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 職業柄、建物が新築時と延々と、25年も30年も、100年もたっても同じ評価率というのではないものはわかっているんですけども、特に土地について、国土交通省と下落率に対してというお話をしているということなんだけれども、僕が言っているのは、実際、例えばどここの土地が、評価価格が、例えば3万4,000円だったのが3万1,000円に変わったよという、そういう事実がまずあるのかないのかということなのです。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 評価が下がっているという事実があるかないかというご質問でございますね。それは事実としてございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 公表しているものであれば、ここではなくて、後で下落になった部分の町名と、どのくらい土地の価格が下がったのかというのは、通常、路線価格というのですか、ある程度の範囲内で、個々の番地でというのは、個人情報の部分もあるんで、それはできないと思うんですけども、例えば急激に変わったところ、落ちたところというのは、知り得るものの範囲内で、教え得る範囲内のもとお教えできるかどうか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 固定資産の評価に係る部分があります。これはご質問者もご存じの上でご質問されているというのは今のご意見でわかりました。

今、我々が公表できるのは、国土交通省の公示価格、それから北海道における公示価格、これにつきましては公表されておりますので、これをベースにしてお話しさせていただくことは可能でございます。我々は、それをベースにして固定資産の評価をするわけでございますから、その部分の下落の部分を上げれば、ご質問者が意図する部分にはお答えできるのかなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 まず、それでよろしいんで、後で表か何かにして出してもらいたいと思います。期日については、議会の開催中というふうには申し上げませんので、お願いします。開催中であれば、前もって、僕が責任を持って資料を出してもらおうようお願いすればよかったことなんで、今どうのこうので使うものではありませんので、議会の開催中は、ちょっと、それぞれ皆さんお忙しいので、それは無理は言いませんので、終わってから結構です。それをもとにまた、勉強していきたいと思えます。

それから、課税の適正かどうかという部分についての、不服の申し立てということなんですけれども、これについては、最近でいいです。何か町民のほうからあったのかどうか。事実的なものがあれば、教えられる範囲で教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 直近の状況で申し上げますと、平成21年度に1件ございました。これは、町外の在住者が町内に固定資産を持っていると。この部分に関してのご意見でございました。

最近は、数年、二、三年に1件くらいの割合で同様の申し立てがございます。今ちょっと、手元に、何年度という資料がありませんけれども、数年間に一度はそういった申し立てがある状況にはございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 私のところにも、職業柄といいますか、厚岸町の土地の課税評価というんですか、高いんじゃないかという、そういう指摘をされて、僕にはどうにもできない話なんで、そうですかというお話しかできない部分が多々、電話があります。

不服の申し立てをされたときに、評価委員としてはどういう対処をしているのか、その内容について教えてください。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 申し立てがあった場合に、固定資産評価委員会がそれを受けられるわけですが、それに対する弁明書というものを町のほうに……。

（「弁明？」の声あり）

●税財政課長（小島課長） 弁明書です。弁明書を町のほうに求められます。我々は、課税する立場ですから、これこれこういう事情で課税をいたしました。いろんな法的根拠、基準等を指し示して、それが適正かどうか。我々としては適正な課税をしている大前提がございますので、そういった情報を固定資産の評価審査委員会のほうにご提示申し上げ、評価委員会のほうではそれに基づいて、申し立てがあった方に、こういった町の意見であるということを提示するわけがございます。それに基づいて、その申立人が、それにさらに不服がある場合は、さらに次に進むということになりまして、最終的には、それで本人が納得しない場合は裁判になる事例も全国的にはございます。

そういった状況の中で、固定資産評価委員会の中では、その申立人と町との間の仲立ち役という役割で組織されているものでございます。

（「わかりました」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほか、ございませんか。

1 目ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費。

2 目道知事道議会議員選挙費。

4 目町議会議員選挙費。

6 目参議院議員選挙費。

7 目農業委員選挙費。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費。

6 項監査委員費、1 目監査委員費。

3 項民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費。

13 番。

●室崎委員 昨日か一昨日か忘れましたが、補正予算のところで資料をお願いしておきました。今回、議案第 3 号参考資料として、心のきずなど、その後ろに釧路地域における自殺対策というのが出ていましたので、まず資料を説明してください。簡単に結構です。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 本日朝にお配りをさせていただきました議案第 3 号参考資料は、私どもで用意した 2 枚の資料となっております。上のほうについているのが、釧路地域の皆さんへ・自殺予防相談窓口というリーフレットがございまして、釧路保健所が作成したものでございます。これの中に、具体的にはいのちの電話とか心の健康相談だとか、そういう連絡場所、相談対応の場所が示されております。これをあみか窓口で設置させていただいたものでございます。

2 枚目の紙ですけれども、これは、先日ご質問いただいた後に釧路保健所のほうに情報データの提供を求めたところ、釧路根室地域保健情報年報の中に掲載されているものということで、これについては、さきにかかれた担当者の会議で資料として私どもに提示されたものでございます。これについても、釧路保健所のほうから、この議会への提示をご了承いただいている内容でございまして、これは、釧路地域における自殺対策の資料の一部でございまして、左側下段に北海道の自殺者の推移ということで、平成 8 年から平成 22 年までの状況、それから、右の上段には全国の推移、そして下のほうには釧路保健所管内の推移というふうになっておりまして、求められた資料の範囲内

に達しているかどうかあれですけれども、このような資料の内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 まず実態のほうからお聞きしますが、私もちょっと簡単な資料で見えていたんですが、やはり、全国では3万人を超える数字が出ているということです。それで、道内では1,500人ぐらいというのが統計上あらわれていると。釧路管内では70と。これはあれでしょうか、おしなべてといいますか、例えば1万人当たり何人とか、100人当たり何人とかというような言い方をすると、この三つのグラフは大体同じぐらいになるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 数値で全国・全道、釧路管内を見ると、釧路管内の状況が全国より高いのか低いのかという状況がわかります。それをあらわすと、直近のデータがここには22年まで出ていますけれども、これを推移で、ちょっと、私が今持っている資料で説明させていただくのは19年になります。19年の部分をとらえると、釧路が34.1、全国が24.1、全道が26.3ということでありまして、国・道と比べて釧路管内は高くなっている状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 この指数というのは、どういう計算で出たものですか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 人口10万人当たりに対する数値でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 10万人当たりで全国では、19年で言うと24.1、それが北海道になると26.3、ちょっと上がる。釧路はぐんと上がって34.1と。10万人いれば三十四、五人が自殺ということで、命をなくしていると。そうすると、釧路地方ということだと思いのです。釧路市ではなくて、これはあれでしょう、いわゆる釧路支庁、釧路保健所が管轄しているところということになるから、恐らく釧路支庁だと思いのですが、そういう状態なので、厚岸も似たか寄ったかというふうに、全国・全道よりははるかに高い数値を示しているんだというふうに一応解釈されるというふうに見てよろしいんですね。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ただいま釧路の数値を申し上げたのは、釧路保健所管内ということで、管内の市町村の合計でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それで、このように見ていくと、例えば交通事故の場合も、ワースト1とかワースト2とかというようなことはどんどん発表されますよね。発表するだけではなくて、そういう高い数値を出しているところでは、行政を初めとしていろんな対策をとっていきますよね。それと同じように、全道で24.1人というのが釧路管内に来るというと34.1人になるとなれば、これは相当上位にランクされている、こういうものを上位とやっていいのかどうか知りませんが、地域であろうというふうに思われるんですよ。

それで、前回は申し上げたように、数字は、例えば24.1が24.3になったから上がったとか下がったとかいうことは言えない、いわゆる統計にあらわれない部分、何といたのですか、暗数というんですか、何かそれを持っているものだという事は言われていますので、そういう細かな部分はいいいんですけれども、24と34では、これはもう傾向がはっきり出ていますので、当然、この地域というのは、行政としてはしっかりと取り組んでいかなければならないところだというふうに思うんですけれども、補正予算で聞いたときには厚岸町は余り、それに対して積極的なものが見られなかったんですけれどもね。このあたりは、保健所を中心にしてどういうことが考えられているのか。その点について、もう一度確かめたいんですが。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 私どもがご質問者が質問されている自殺予防に対する取り組みとしてということで、どんなことをやっているのというお話でございました。

ご質問者がおっしゃっているとおり、釧路管内では北海道の釧路保健所が中心になって、いわゆる相談業務も含めて、さまざまな機関と横の連携を図ろうということで、お示しさせていただいたリーフレット自体も、平成22年度に実は作成をして、それぞれの市町村の相談業務に役立てようということでの作成でございました。私どもの窓口においておりませんが、このほかに北海道のほうでは医療機関向けのパンフレットをつくっております。これは、医療機関で実際に受診されている方々に、目の届くところに置いておくという形で、死にたいと思っているあなたへということでのハートフルレターキッズなどというものを、こういう小さなものなんですが、これは医療機関向けに、個別に回って置いているものでございます。

それで、お配りしました資料でもありますように、こうしたさまざまな機関を集めた中で、年に1回なんですけど、自殺予防対策のネットワーク会議というものが開かれまして、その中で、そのときの傾向であったり、情報交換であったりというようなことをやっております。私どもも、そのときによって、私が出席できるときには私も出席をさせていただきますし、保健師がそこに参加をして情報収集をしてくるというような状況でございます。



特に、この手の相談業務につきましては、補正予算のときにも申しあげましたように、保健師自体が熟練のそうした研修を受ける機会がなかなか、物理的にもできないという状況の中で、相談があった場合には保健所であったり専門の支援事業所であったりというところにつなぐ役割として相談をお受けをして、つないでいこうという構えでやっておりますが、現在取り組んでいる中につきましては、心の健康相談でありますとかいのちの電話でありますとか、これは、裏のほうにはアルコール依存に関する相談等の専門機関もございます。それから、こうした不況の経済状況の中で、仕事がなく、収入が減ってというような問題も含めて、相談があった場合については、ハローワークであったりというようなところと結びついた中で、どんな支援ができるんだということを想定をしたネットワークでございますので、今現在、そうした業務に傾注をしてやっているというところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 非常に総合的なものが要求される、そのいわば頂点に出てくる現象ではないかという気がするんです。ですから、いわゆる自殺自治と言われる、本当の行為の直前を押さえさえすれば、この問題は全部解決するというような種類のものではないと思いますよね。

一番極まった形で、そういう形で命を失う人が1人いたとすれば、その後ろには、それこそ100人の予備軍があると考えてもいいような種類の問題だと、そういうふうに思います。それで、そこに至る前にいろいろな形で手が差し伸べられれば、相当程度に解決していくんでないか。

ただ、ある文学者が言っているんですが、自殺というのは究極の、いわば自由だというようなことを書いています。それは非常にシニカルな、ひっくり返した言い方だと思うんですが。ですから、行政が幾ら手を差し伸べても、あるいは幾ら対策をとっても、これがゼロになるということは絶対にあり得ないと思います。だけれども、10年前、20年前から見ると、びっくりするほど数がふえているという、この状況に対しては手が打てるというふうに思うんですよ。

それで、ここにも、うつ・自殺予防相談窓口という書き方をしていますが、今はうつという言い方で、随分と病気の内容も医学的なものが進んできていますからわかっているようですが、昔は全部、十把一絡げにしてノイローゼというような言い方をしていましたよね。

それで、今、このところにあるいろいろな実態と、それから国が道がという話でお話を聞いたんですけれども、まず町としては、今、何をやろうとしているのかということについてお聞きしたいんです。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 質問者おわかりのとおり、こういうことをやれば解決していくという問題でないだけに、非常に難しい業務であるということについてはおわかり

をいただいているんだと思いますが、国は、こうした年間3万人を超える自殺者が出ているという状況をポイントアップをして、23年度の事業の中で予算づけをして、相談業務に当たれる職員の配置をしようという予算を組むようであります。

それで、これはまだ予算案の段階でございまして、その水準といいますか、希望ほどの程度かといいますと、全国都道府県向けに、新たな枠として70人とかというレベルでございまして。それから、市町村向けには1,400人の専門の雇用体制の費用を負担をしよう。もちろん、それぞれの場面で開催されます対応する事業、講演会でありますとかというものも含めてやられるんであります。

この市町村向けの1,400人の希望で今示されている内容を申し上げますと、人口10万人当たり1名の枠ということになります。そうすると、厚岸町は、単純に割り返しますと0.12とかというレベルになってくるわけでありまして、できれば厚岸町として専門に相談対応ができる人員配置ができればいいんでありますけれども、財政的な裏づけの問題も含めて、現実的には無理だということになりますと、都道府県に割り当てられる枠の中で、23年度の事業展開として、これまでやってきたつないでいく相談業務ということイメージをしながらやっていく必要があるんだろうなというふうに思っております。

今現在、単なる電話が来た、あるいは窓口で直接相談においでになったということだけではなくて、例えば母子支援事業の中で、育児でお疲れになっているお母さん方に対する支援等も、個別に検証しながら、このお母さんについては特別、そういった精神的な支援も必要ではないのかというケースが出てきました場合には、そういった対応をしていただける事業所と連携をして進めていくというようなこともやっておりますし、毎年開催するというわけにはなっておりませんが、特化した課題での住民向けの講演会等も、一昨年は「これってうつじゃない」という講演会も実はやってまいりました。そういった事業の繰り返しの中で、23年度に向けても、より、他の相談窓口とのネットワーク、医療機関も含めて事業を進めていくということで考えているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 決して厚岸町が何もやっていないんでないかということを使うつもりではありません。それなりに知っているつもりです。

ただ、今回、例えば心のきずなというこのパンフを見まして、こういうものがあるということ、行政を通じて知っている人は何人いるだろうなという気がするんですよ。特にいのちの電話だとか、心の相談だとか、後ろのほうにある消費者相談だとか、あるいは、そういうようなものについては相当皆さん知っているんじゃないかと思うんですが、自殺自身に直接結びついているような部分で、こういう形で24時間対応で受けるところもあるんですよという部分というのは、ほとんどの方が知らないんじゃないかと。

こういう自殺なんていうものが、このごろ、ここにもありますが、自死遺族支援というようなものが、その立場にある人の中からネットワークをつくって、助け合っていこう、社会にも訴えていこうという動きが出てきてまして、マスコミなんかもとらえていますよね。それで、新聞やテレビにもそんな話が出てきます。そういうものを見た方が私

なんかに言うのは、ぱっと出てくる話は、厚岸町でもいのちの電話の窓口をつくったらどうだというような形で出てくるんです。それで、私は申し上げるんですが、それをやるのは大変重たい事業で、きちんとした訓練を受けて、相当そういう状態に対応できる人が24時間詰めていなければ、いのちの電話としての機能は果たせないんだということを説明すると、なるほど、そういうもんかと、こういう話になります。だから、それよりは、今、現に動いている北海道や、あるいはほかのところでやっているものをみんなが知っているということのほうがずっと大事だという話にもなるわけです。

そういうような形で、きのうかおとといか聞いていると、このリーフレットは、あみかの窓口にはあるけれども、一般の人はほとんど知らないとお恥ずかしい話ですが、私もこんなリーフレットがあるということも知りませんでした。そういうような、まずつなぐ業務を行うというのはおっしゃるとおりなんです、そのためには、そこまで来てもらわなきゃなんない。つなぐ窓口につないでもらわなきゃなんないんですよね。そういうPRというのは、まず第一歩でないかと思うんですよ。そういう点を含めてお願いしたい。

それから、これは北海道釧路保健所が出しているということで、全道的な観点からでしょうけれども、厚岸にいる場合には、まず厚岸のあみかなり何なり、町内の窓口が受けていますよということを知りやすくするような形で……（地震により中断）

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

3款民生費、13番の再質問から進めてまいりたいと思います。  
13番。

●室崎委員 揺すられたら、何かぼろぼろ頭の中から落ちちゃって、何言ってたのかなという気もあるんですが、重複したらお許してください。

要するに、今、厚岸町でできる一番最初の仕事というのは、こういうものがあるんだということを町民の皆さんに知っていただくということではないかと思うんです。それと同時に、そこで全部終わらなくても、たとえ引き継ぎでも、とにかく厚岸町はそういう相談を受けますよと。私のところの管轄じゃありませんからよそに行ってくださいなんていう対応はしませんよと。この二つをまずみんなに知っていただくと。まさにここに書いていますよね。「気づいていますか、ずっとあなたを見守る仲間がいることを」ということを実感として町民の皆さんに感じていただくというための作業というのがまず第一ではないかというふうに思います。

専門家を配置するとか何とかということは、これは単にお金だけでできるものでもありませんし、ましてや厚岸町が道や国に率先して万全の体制をつくるなんていうことは

望むべくもない、不可能な話ですから、まずできるところからというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） まったく、ご質問者おっしゃるとおりでございます。

それで、補正予算のときにもご指摘いただいたのでありますが、窓口にはリーフレットを置いていて、だれが見てくれるんですかというご指摘がございました。私どもも、今までの経験からいって、心の悩みを持っていらっしゃる方が直接窓口においでになるというケースもありませんし、家族の方から、いやいや、実はという相談を直接おいでになって受けるという機会はほとんどございません。そういう意味では、周辺にいらっしゃる方々が、こういう制度があるんだなということでの、見ていただければなということでの配置でございまして、そうしますと、窓口においでになる方しか見れないじゃないかというご指摘でございます。まったくそのとおりでありまして、私どもも、同じものを周知するかということも含めて、チラシとして折り込んでみたり、定期的に広報誌等で目に触れていただく。それから、地域で、健康教室でありますとか、事業所の健康教室でありますとかいう事業も年に何回か呼ばれることもあります。機会を通す中で、こういった相談窓口はあるんですよと。第一義的には、あみかに連絡いただける方は連絡をくださいと。

ただ、現実の問題として、相談を受けていらっしゃる窓口では夜間の利用が多い。問題が問題なものですから、話を聞くということに専念をする。したがって、1件につき30分であったり1時間であったりということで、なかなか、お1人の方にかかわっている中で、次に利用されたい方にどんな影響があるんでしょうねというような心配も現実にはあったようであります。その問題は別としまして、夜間の部分では、24時間のこういった相談窓口がありますよというようなことも含めて、皆さんに知っていただくということが第一義的な課題だろうというふうに思っておりますので、進めてまいりたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 その上でなんですけれども、今、ちょうど家にちょっと帰りましたら津波の報道をやってしまして、海がずっと映っていました。こういう問題は、太平洋の真ん中にぽつんと、一つのゴマ粒でも置いたような小さな島が見えたときに、水をとってみると富士山より大きな山があるというようなのも同じようなものだと思います。見えているところはごくわずかでも、実はその下にはずっと大きなものがあるということだと思います。

それで、一つには、相談においでください、お待ちしていますでは足りない部分があるわけですね。やっぱりそうなる前に、こちらからいろいろな形で接触していかなければならない働きかけというのがあるかと思えます。今、いろんな地域に出ていって、健康相談だとかいろいろやっていると、まさにそういうことが大事ですね。その意味

で、やっぱり非常に頼りになるのは保健師さんだというふうに思うんです。

それで、どうもこれは、厚岸町がというよりも、国全体の事務の流れみたいなものがそういうふうになってきているんじゃないかと思うんですけれども、保健師さんが書類を書く時間を多くとられてしまって、最も保健師でなければできない、地域や個々の家庭に入っていく、その時間をとれないという悩みを聞いています。

また、厚岸町の場合にも、こういうものを行っていく体制として、あの人数で間に合うんだらうかということもございます。瀬棚町というところで非常に赫々たる成果を上げていた、そのときのお話を聞いたときに、当時の担当課長は、厚岸の人口に置きかえると23人になると、保健師の数が。という話もしていました。今すぐ23人にせいと私は申し上げる気はございませんけれども、やはり、行き届いた仕事をするためにはそれなりの体制も必要であろうというふうに思います。そういうあしたへに向けての課題を含めて、体制づくりというものについて、あるいは、保健師の場合には、こんにちへと入っていても怒る人はいません。そういう仕事ができる人間をきちんとつくった体制をしていくということについて、どのようにお考えでしょう。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 保健師の地域における役割というのは、ご質問者がおっしゃるとおり、個別に、きょうはお元気ですかというような形ですと入っていける業務の役割を持っております。これは、社会福祉士でありますとかという資格を持っていても、なかなかそこまで踏み込めないという領域まで持っているわけでありまして、これは保健師の仲間内の中でも、地域に根ざした活動を、どう展開をするのかというのは、現実の研究課題でもありますし、昔から究極の課題として、家庭訪問を中心にした、保健指導であったり、個別指導であったり、そのことが、入り口として地域とどう結びついていくのかという意味では、厚岸の地域を、区域割りをして、担当の保健師を張りつけるというようなことも毎年やってきております。

ここ何年かの課題でありますけれども、今現在、昨年から見ますと1名欠員の状態で、6名の配置で、保健業務、それから地域包括のほうにも保健師を配置しておりますので、そういった体制でやっておりますが、おっしゃられるとおり、保健師の役割というものについては、本人たちも、私ども保険業務をあずかる部署としても、それは究極の使命だというふうに思っておりますので、永続的に追求をしていかなきゃいけない課題ではないかというふうに思っております。

それで、ご指摘にありましたように、今の市町村の保健師の業務の中に事務的な処理がふえざるを得ないということについては、これはコンピューター等の機械化の導入も含めて、現実の問題としてございます。そのことで本人も、なかなか、機械を使いこなす、いわゆる情報管理というものが出来まいますので、これは事務屋の我々がかかわれない業務でもございます。そういった個人の情報の管理、それから予防接種でありますとか健診でありますとか、健診結果でありますとかという情報処理を蓄積をするということについても、業務としてふえていることについては、これはおっしゃるとおりの状況でございます。そんな中でも、指摘されましたように、保健師の役割というのは、

彼らも私どもも追求していく課題については認識をしておりますので、そこを目指して一歩一歩解決をしていくという努力をしなきゃいけないという認識でおります。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 課長の立場では今の答弁が精いっぱいだというふうに思います。大変回りくどい表現をせざるを得ないと思うんですけども、早く言えば保健所をふやさないといけないよということなんです、私が言っていることは。はい、そうですと、ふやしますとはお立場上言えないでしょうから今のような話になったのですけれども、問題点はよくわかっていると思いますので、この点については、やはりきちんと現場を見ていただきたいと、そのように思います。

それともう1点は、保健師そのものの研修です。これについても、やはり、一つは、これからそうでない保健師さんも出てくるのかもしれませんが、少なくとも現状では看護師資格を取った方が保健師を持っているんですよね。ですから、看護学、それをきちんと修めた方が保健師なんですよね。

それで、看護学の部分については日進月歩著しいものがあります。すると、10年、20年前に習ったものしか知らないのでは化石になってしまうわけです。ですから、常に新しいものを注入していかなければならない。そういう部分もありますし、今いろいろと、担当課長がおっしゃったように、新しい動きも出てきているわけです。ですから、いろんな意味で保健師さんは、まず自己研さんをしていかなければならないし、それを手助けする研修というものも大変に必要だと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） おっしゃられるとおり、保健師は看護師の資格を取得した上で、なおかつ保健師の国家試験を受けて入ってらっしゃるという方々でございます。

現実の問題としまして、医療機関での看護職を経験を踏んで入ってこられる方もいますし、それから、座学としては学んできますけれども、現場を経験していないという保健師もふえております。そういう意味では、おっしゃられる看護学についての、座学としてはすばらしいものを持っているというふうに思うのでありますが、現実の対応として、どうあるべきかと。まして日々そういった変化が求められるという状況の中で、どうしていくのかというのは、おっしゃられるとおり、私どもの課題ではないのかなというふうに思うわけでありませう。

幸いにして、厚岸町は、職員の研修については、もろ手を挙げて予算をつけますよという形ではないですが、研修についての費用については負担をいただけるという形での予算の組み方も相当認められているという状況でございます。そういう意味では、この研修をぜひ受けてほしいといった、検証しながら我々が業務に対応していく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、そういった視点も含めて今後進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 今のはわかりました。

それで、委員長、恐れ入りますが、命のバトンについてはこの項目で聞いてよろしいですか。それとも、ほかに何か適当な項目がございますか。

●委員長（音喜多委員） では、この項で続けてください。

●室崎委員 はい。

町長の町政執行方針にも、昨年度モデル事業として取り組んだ命のバトン配付事業は、地域や医療機関、消防署など関係機関の検証を進め、配付世帯の拡大も含め、効果的な事業となるよう検討を進めてまいりますという言い方をしているのですが、昨年度行った成果と、それから、それに基づいて今年度はどのようにしていくか、その内容についてご説明をいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

22年度取り組みました命のバトンでございますが、私ども対象者をどこにするかということの入り口の話からお話ししなきゃいけないなというふうに思っております。

この配付対象者につきましては、高齢者、障害者を対象にいたしまして、要介護度で申し上げますと、要介護3以上の方々、それから、障害をお持ちの方につきましては、障害程度の1級、2級に該当される方。そこから外れても、支援が必要だと思われるような方々を抽出をさせていただきまして、約90名近くのリストアップをさせていただきました。

それで、この方々につきましては、保健師資格を持つ方の個別訪問の中で、現在の家庭の状況、身体の状況、それから介護度の状況等も含めての情報収集をいたしました。こういった情報を命のバトンを配置したときの支援情報として使わせてほしいということでの事業の展開でございます。

22年度の予算の中では200本から300本程度のストックを持とうじゃないかということで進めたわけでありまして、かつての一般質問の中でも、どんな事業の状況になっているんですかというご質問もございましたが、年度内にこうした情報を該当者の方にバトンと一緒に配付ができるようにということで進めてきているところでございます。

それで、最終的に残りました、今現在抱えております課題は、実は、これは私どもの手落ちの部分がございまして、救急業務に当たります消防と、それから救急の受け入れ先であります医療機関との最終的な調整ができていないということでの内部の指摘もありまして、今現在、その調整の場をつくらうということで調整中でございます。なおかつ、この情報の中には災害時の地域で支援をいただける方の情報もあわせて組み込んでいきたいという思いもあって進めてきたわけでありまして、その部分も、最終的にはま

だ一部のところしか収集ができていないという意味で、どうぞお使いくださいと、お届けをするという状況にはまだ至っていないということでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうすると、200から300、そういう対象者の家庭に配付しようとして進めてきたんだけど、医療機関、消防というようなところでの調整が、調整というのは、結局はどういう項目を書くかということのすり合わせですね。そういうことがまだ十分にできていない。それから、災害時というもののときに役立たせるようにといろいろ考えているのだけれども、そのあたりがまだ、完全に、具体的に決まらないというようなことで配付はできていないと。そういう状態であるということではよろしいのですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） そのとおりでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それで、4月以降はどういうふうにしようということをお考えですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 23年度の予算編成の作業を進める中で、22年度の事業実績をどう検証する、ただ配ればよいというものではないということについての内部検討をさせていただいております。その意味では当初予算に載せていないのでありますが、検証をすることで、これは、先ほど申し上げました医療機関、救急搬送機関と私どもの協議ということではなくて、実際に地域で支えていただける皆さんとの協議も含めての話であります。検証した中で、年度途中でも、例えば70歳以上の全世帯、あるいは65歳以上の全世帯というような拡大を、方針を決めて進めていこうじゃないかという内部議論をしているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうすると、方針が決まり次第補正に載せて、そして配付に入ると。これは23年中に行いますよということで理解しておいてよろしいのですね。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

検証した時期、それから検証の必要な期間も含めての話であります。年度内にはき



ちんと次の方向性が組めるような検証、それから進め方をしていきたいというのが私どものスタンスでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 ちょっと、今、私の聞いていることとすれ違っているのだけれども、そういう内部のいろいろな話はあるでしょうけれども、命のバトンというのはマスコミでも非常に大きく出ましたので、厚岸町もやるんだということになっているのだけれども、はて、どこでどうやってやっているのだろうというような声は出ているのですよ。だから、問題は、配付して初めてやったなんですよ。それが23年度中に行われるのかということを知っているんです。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 次の進め方が23年度中に実現できるように、私どもも頑張ってまいりたいと思います。

つけ加えて申し上げますと、モデル事業で進めてきましたのは、保健介護課を中心に、行政が主体的に情報収集をして、配付する役割も我々がやろうという思いでやってきました。23年度の事業を実施をしようという想定の中では、これは地域の皆さんにも広く知っていただく、それから、何かがあったときの利用の仕方も含めて、これはご本人と地域の皆さんとの関係というのは抜くことができないだろうという想定といいますか、そういった状況にある中では、むしろ地域の活動を中心に担ってらっしゃる社会福祉協議会等との連携も重要になるのではないかというふうに思っております。そういう意味では、先ほど漏れましたけれども、検証の中にはそういった機関にも入っていただく中で、なるべく早い時期の検証結果を出していきたいというふうに思います。

（「はい、結構です」の声あり）

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

ほかは。

15番。

●石澤委員 今回の命のバトンのことでもう一度聞きたいのですけれども、何か物すごく複雑にして、時間だけたっているような気がして仕方がないのですけれども、単純に考えてやっていくことができないのでしょうか。いろんなものをいっぱい詰め込んで、何か、大事なことなのですからけれども、もっと単純に考えて、そして幅広い人に使えるようなことを考えて、動かしていくことのほうが大事なような感じがするのですけれども、そんなに難しくやらなきゃならないことなのですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） おしかりを受けることについては大変申しわけないなというふうに思うのでありますが、先般、社会福祉協議会が地域福祉の講演会を実施をいたしました。そのときに、道内で先進的に命のバトンの事業を取り組んでおります夕張市の社会福祉協議会の職員の方を講師に、夕張で実施している命のバトン事業のスタートからこれまでという内容の講演もお聞きをしました。夕張市は、もうスタートの時点で、地域の医師会、それから消防機関と連携をする中で進めてきたという報告がその中でされました。

厚岸はどこが抜けていましたかといいますと、同じものをつくればうまくいくんだらうという、大変、これは私どもの反省点でございますが、そういった思いで進めてきたというのが実態でございます。

それで、実は浜中町が昨年度秋口に、自治会経由で65歳以上の方の対象世帯、ひとり世帯、それから夫婦のみ世帯を対象にバトンの配付をいたしました。その活用法についても、厚岸と同じでありまして、同じものをつくれれば進むんだらうというようなことでの事業展開で、それじゃあまずいというご指摘もいただきまして、じゃあ、厚岸もきちんと、帯を締め直した、協議と検証というものをする必要があるのであるなということでの時間の経過でございます。

大変おくれまして申しわけないのでありますが、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 命のバトンをやっているのは、この管内でも根室とかもありますし、いろいろとやっていますよね。そこの地域との、全部そういう情報を集めた上で、厚岸なら厚岸版としてやるということなのですね。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ご指摘のとおりでございます。

（「わかりました」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。

10番。

●谷口委員 一つは、福祉灯油についてお尋ねしたいんですが、15万円程度上積みになっていますよね、前年度当初と比較して。それから、補正予算で4万円だったかな、増額補正をしているということなのですが、これは、前年度はもう締め切られていますから、利用はどのぐらいあったのか。それから、今回と前年度の予算額の違いはどういうことから来ているのか、説明をしていただきたいと。

それから、多機能共生型地域交流センターの利用状況について、少し説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、申しわけありません、命のバトンについてお伺いをいたします。

1年かかって、結果的に1個も配っていないということですね。命のバトンを配付をしていないと。300個ぐらいを予定していたように記憶しているんですけども、いろいろやっていくうちに問題が出てきたと。今も指摘がありましたけれども、町が考えていたことはどんなことだったのですか、それでは。1年かかって1本も配らないなんて、そんな計画、予算の立て方、あり得ないのではないのかなというふうに思うんですよ。やってみて、問題があれば改善をしていくということが大事ですけども、何もやらないで1年間過ぎてしまうなんて、とんでもない話だと思うんですよ。

もう、やっているところは、夕張なんか有名ですけども、この管内、道東だって、もう、対象世帯にはすべて配付をするような状況で考えている。厚岸の場合は、なるべく対象を狭くしよう、狭くしようと、そっちを考えるからできなかったのではないですか、結果的には。介護4や5の人がこれを使ってどうなりますか。ひとり暮らしだとか2人暮らしだとか、そういう世帯を中心に、その人たちが何かあって、連絡がスムーズにとれないという場合には、そういうものが非常に役立つと思うのですよ。家族がいて、4や5の人を家族でちゃんと見ていれば、いっつもそういうものは用意していますよ。非常時にはすぐ、それを持って、病院なり、いろんなところに駆けつけることができるように。だけれども、お年寄りだけで暮らしている世帯というのは、急に何かあったときに、本人自体も、もう倒れてしまっていると。そういうときに、それが机の中、金庫の中、そういうところを探す間がないから、冷蔵庫に置いておけば非常に効果を発揮すると。そういうものでなかったのかと思うんですよ。その辺をきちんと考えていなかった結果がこういう結果になっているのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 1点目の、まず福祉灯油のほうからご答弁を申し上げます。

今般の福祉灯油につきましては、192万円の計上をさせていただいております。そのうち、扶助費として町民の方への直接的な助成の予算というのは189万3,000円を計上させていただきました。これは、昨年と同様の415件を予定いたしております。リッター数についても、昨年と同様に60リットルとさせていただき、単価を昨年70円のところを76円で見積もりをさせていただいております。そういったことから、約15万円ほどの増額ということでございます。

今年度、先般可決いただきました補正予算の中で4万円ほど増額させていただきましたが、これは若干の単価の増と415件を見込んでいたところ、420の助成決定ができました。つまり、予定を上回る決定ができたということでもあります。

そういったことで、この420件すべてが利用されるかどうかというのはもう少し時期を見ないと実績としては出てまいりません。マックスで420を予算措置させていただいたのが先般の補正予算の内容でございます。

そして、昨年については、実績として415件ございました。これが現状の予算でも確保できているというふうにとらえていただきたいと思います。

それから、コアぽんとの利用状況でございますけれども、委員ご存じのとおり、2階

の地域活動支援センターというのは、これは毎日使っておりますので、その利用状況ということではなくて、他の部分の施設の利用というご質問かなと思うんですが、まずは子育て支援センターというのが1階で展開しております。これは、厚岸町保育所から昨年4月に移転してきて運営しているところですけども、これは移転前と同様な事業、開設時間は長くできましたけれども、利用者についてはほぼ横ばいで、特に多くなった、少なくなったという状況にはございません。

それ以外の利用ですけども、これまで使われていたのは地元の奔渡自治会、それから奔渡の老人クラブ、それから、さくら幼稚園の保護者の方だとか、そういった、あと、お祭りだとかサークル活動、地域交流というような形で、それは選挙でも使っているわけですけども、1階にどなたでも利用できる憩いのサロンというのが玄関を入ったすぐ左側でございます。これは、これまでの、11月末で言う状況でございますけれども、4月から11月末ということで、ちょっと資料を持っていないものですから、ここでお答えしますけれども、12回の利用があって、352名の方が利用されております。そして、交流ルームという、広い、幼稚園でいけば遊戯室に当たる部分ですけども、子育て支援センター以外の利用では、14回、340名の方が利用しております。それから、2階に、集会室ということで、奥に和室がございますけれども、そこでは8回で80人。それから、1階の右奥に調理室がございますして、これは地域交流会ということで、2階にある地域活動支援センターの利用の方と、それから、あみかの2階にある子ども発達支援センターの相互交流事業として、5回、25人の方々が利用されていると、こういった状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 命のバトンの取り組みについてでございます。

先進、夕張含めて、道東地区でも取り組まれております命のバトンの主たる目的につきましては、委員おっしゃるとおり、緊急医療対応用の情報をそこに収集をして、本人が意識がない、話ができないという状態を、救急の時点でいかにそこを対応するかという目的で使われているものということでもあります。

先ほど石澤委員からも厚岸版のというお話がありました。厚岸で、これは言いわけになるのでありますが、なぜそんなにおくれているのという話の中には、要素としましては、実は、先ほども地震がありました、地震で避難命令が出される。それで、避難所に避難をするというときにも、このバトンを使いたいというのがスタート時点での私どもの思いでございました。そういう意味では、ほかの町では入っておりません介護情報に関するものも含めて、そこには避難所で支援が必要な介護情報を入手をして、保健師でありますとか介護事業所の皆さんがそれぞれ対応できるというようなものを想定をいたしました。

この情報そのものは、1回書けば済むというものではなくて、絶えず、情報が新しくなれば更新せざるを得ないというものでありますし、薬情報なんかにつきましては、薬局から出される情報のものをバトンの中に入れておけば、それはそれで用事が足りるのであります、それ以外のものにつきましては、1回記入したものではありません。

ないということも実は想定されるわけであります。

そういった課題ばかり申し上げて申しわけないのでありますが、厚岸版としての情報をまとめ上げていくという意味では、単純に白紙のものをお配りをして、そこに自分で書いてもらって、それを救急隊の皆さんや医療機関で見てくださいというわけにはいかないだろうということでのスタートでありまして、独自に調査をして、情報収集をして、記載をしてという作業そのものは行政主体でさせていただいたと。

おっしゃられますように、元気な高齢者を含めて、最終的には幼児、妊婦でありますとかという方々も対象にした事業展開が可能ではないのかなというふうに思っておりますし、そういったことを想定しますと、自分で情報が更新ができてという、元気な高齢者やそのほかの方々の部分につきましては、そういった心配がないのでありますが、介護3以上でありますとか障害の1、2級の方々についてはなかなか、自己管理が、そういう部分ではうまくいかないという現実の問題も含めて、とっておくれているということについては大変申しわけなく思っております。

ご指摘を受けとめさせていただいて、誠意を持って進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

10番。

●谷口委員 福祉灯油については、前年並みに420件を予定しているということで、また灯油等が、原油の値上がりが聞こえてきているんですけども、そうすると、これはこれで、もしそういう、さらにこれが上がれば、それなりの対応をします。それから、申し込みがもしふえた場合は、それもきちんと対応をしていただけるということで、これは前年予想したところで今年度も予算化をしているというふうに理解しているのかなと。

ただ、これをやはり、今の高齢者の状況を考えると、増量をぜひ実現して欲しいなど。大変な状況になっているところですよ。年金等の問題を考えても、福祉灯油は非常に命綱になっているのではないのかなというふうに考えます。

それから、多機能共生型地域交流センターについては、今のところは順調に機能しているというふうに理解しているのかなというふうに思うんですが、それでよろしいのでしょうか。

それから、命のバトンについては、いろいろ考えているうちに、災害だとか、急病だとか、いろんな問題が発生するのではないのかなと。やったところが問題があったと、だからこの部分は改善していこうというのであれば、私はわかるんですよ。ところが、いろいろ考えて、一年間結局、今年度中は何もできませんでしたと。1本の配付もできませんでしたと。大見え切ってやったことが一つも実現されていなかったということは、やはり、町の施策としては問題ではないのかなと。そういう中でも、ほかの町ではやっているわけでしょう。あり得ないのではないのかなと思うんですよ、こんなこと。余りにもだから今回は、幅を狭めたところに問題があったのではないですか。やはり対象をもっと広く見て、莫大にお金がかかるような内容の問題ではないでしょう、これは。独居世帯、あるいは夫婦2人世帯、厚岸町に何ぼあるんですか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 福祉灯油の件についてご答弁申し上げます。

まず、予算を上回る件数のお申し込みがあった場合につきましては、これは、制度設計上、何としても補正予算でお金を補正するという形をとらせていただかなければならないものというふうに考えております。

なお、単価の高騰等でございますけれども、この制度は、厚岸町の単独制度でございますけれども、12月1日という基準日を設けて、その基準日の、いわゆる単価を基準として交付決定するわけです。

そこで、2年ほど前ですか、急激な高騰で灯油問題がありまして、それは、灯油は12月だけで使うものではありませんから、やはり冬期間、長く使うものですから、そういった冬期に係る灯油に要する経費を勘案して、町では補正予算をお願いしたという経緯がございます。

こういったことについては、やはり今後においても、そういった、ほかの動向も、やはりきちんと見きわめて、対応を検討しなければならないのかなと、そのように考えているところでございます。

それから、コアぼんとの十分な利用がされているのかということにつきましては、この施設は、本来の目的として、やはり共生型とうたっております。この一年間やってみて、具体的にどう共生を図るのかという部分には、正直、こういったことをやったとか、こういったことができなかったというような、まだご説明できる内容のものには実は至っておりませんでした。ことし1年、事業で使い、あるいは自治会で使いと、双方の使い勝手もだんだんわかってきた中で、今後、共生というものを取り入れた利用の仕方について進めていかなければならないのかなという状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 高齢者の単身世帯、夫婦のみ世帯の数字の話からまずさせていただきますが、3月1日現在で申し上げますと、単身世帯が712世帯です。このうち心和園の入所者は除きますので若干減りますが、居宅の数字は若干減った状態ということになります。それから、ご夫婦で住まわれている世帯の中で、ご夫婦とも65歳以上、それから一方の方が65歳以上という世帯が約640世帯ございます。そういう意味でいきますと、全体では約1,300程度の世帯数になるということでございます。

これは、数字だけの話でありまして、事業が進まない部分につきましては、さきの質問にもお答えさせていただいたように、全く私どものスケジュールのミスでございます。本来、先にあるべき医療機関、それから消防機関との協議そのものも準備しない中での取り組みを進めてきたということでありまして、ここでいろいろ申し上げるのも単なる弁解になってしまいますが、そういった事情の中で、委員ご指摘のように、全くなっていない事業にしてしまったということについてはおわびを申し上げたいと思います。

ご指摘を受けた中で、前に進めるように、なお鋭意進めてまいりたいというふうに思っ

ておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 命のバトンなんです、結果的にいつごろ、配付というか、交付と言ったらいいのか、各家庭に設置できるめどを新年度は目標にしているんですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 年度内というお話も前にさせていただいたのでありますが、配付自体は、年度内はちょっと無理なのかなというスケジュールの中で今考えておひまして、そうはいいましても、23年度の夏になるとかという話ではなくて、早いうちに配付できますように進めてまいりたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

（「はい、いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、進みます。

2目心身障害者福祉費。

13番。

●室崎委員 特に、106ページの節説明欄に地域生活支援というのが出てきます。それで、これの関係でないかと思ひんですが、町長の町政執行方針の中で、国の政策期限の到来が平成23年度末とされている入所施設から地域への移行の取り組みにつきましてはというのがございません。厚岸町から入所施設すべてで期限内に移行できるように取り組みをとっておりますと。この内容についてご説明をいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 町長の町政執行方針における国の制度の記載部分でございませんけれども、これにつきましては、この予算書104ページの0302170、この事業、扶助費の介護訓練等給付費とあります。つまり、この訓練等給付費の部分が徐々に減っていく部分でございません。減っていくというのは、新しい給付制度に移っていくという部分なですけれども、そこで、施設入所という考え方が、障害福祉制度では以前の考え方です。施設に入所するというのは、イメージ的には、例えば病院に入院するような形で、そこがふだんの居住の場になるわけです。新しい制度では、基本的にはその施設を出て、地

域につくられたグループホームだとか一般のアパートだとか、そこで支援を受けて暮らしましょうと。これは、障害者の生きる権利といいますか、それを守ると。そういったことで、自分が暮らしたい場所で暮らせる。サービスを選べるようになりました。

そういう旧施設が責任を持って新しいサービスを開拓する責任が負わされたわけでございます。それには、5年間という猶予期間が与えられて、それが平成23年度末ですということなのです。

厚岸町では、現在、まだ移行できない方が14人いらっしゃいます。総勢では大体36名ほどの施設利用者といいますか、そういう方がいらっしゃったのですけれども、14名でございますけれども……。済みません、失礼いたしました。14名というのは、新法に移行した方の数でございました。当時、24名ほどでありました。そこで、現在まだ移行できない方が10人いらっしゃいます。この方々の施設に確認をとらせていただいておりますけれども、年度内にすべて移行可能だということで準備が進められているというふうに聞いております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 総論としては非常にいい話なんですよね。どんなに立派なコロニーでも、そこにいる人にとって果たして十分なものなのか。結局は社会の中で、一般人として生きていきたいというのが本当ではないか。だから、コロニーを出て、社会の中で自立して生きていけるようにすべきであると。これはもう、随分前から言われていますよね。ある時期は、立派なコロニーをつくって、そこでもってちゃんとお世話しますから、これが一番いいんですと言っていた時代があるんですけども、日本は大分おくれてだけでも、そうではないんだというふうに移ってきたというようなことは、大体物の本にはみんな書いています。ところが、施設からどんどん出なさい、社会の中に入りなさいということが国の方針でもってどんどん行われていくと、じゃあ、出てきた社会はどうなのという話になってしまって、結局はただの追い出しでないかというようなことも言われているわけですよ。

それで、今回、移行ができるということは、この厚岸町に帰ってくると。ほかの町のいろいろな施設にいた方が、この厚岸町で暮らすんだということを意味すると思っていますか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 実際の移行された方においては、厚岸町に戻られたという実績はございません。なおまた、これから移行を予定される中でも、結果的に厚岸町に戻って生活したいという、そういう状況は聞いておりません。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうすると、移行して云々というのは、具体的に言うと、どういうことなん



でしょうか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） 施設が今まで居住の場だったわけですがけれども、地域に出て暮らす、その居住の場になるというのは先ほど申し上げたと思いますが、加えて、居住するだけではなくて、創作活動や生産活動もしましようということでもあります。そのために、共同作業所、あるいは地域活動支援センター、授産施設というもののサービスの向上が、実は旧施設としては求められます。

施設を出たら、だれかが支援しないと、やはり大変な方が相当いらっしゃいます。これはだれが支援するのかというのは、新しく出てきたのが相談支援業務として、それを業務としている相談支援事業者なんです。この方が、3カ月あるいは6カ月という、期間の限定はありますけれども、これは失敗したら再度またできるんですが、一定期間、その方のケアマネジメント、そして、1カ月ごとにどうであったかということ、関係者が集まって、反省会といいますか、そういうことをやって、助けながら生活を支援しているということなのです。

具体的に、アパートは出たけれども火の始末が心配であるとか、銀行に行ったり、そういう買い物が心配であるとかという、そういう指導を一定期間するんです。そして、それだけではなくて、働きまじようということで、主に福祉的な就労場なんですけれども、そういったところを見つけてあげる。そして、本当に就労していつているかどうか見てあげるということで、本当に地域の人と変わらないような日常パターンというのですか、そういうものを地域でつくっていかうということなのです。

それが、じゃあ、利用者は改正になってそれでよかったのかという部分で申し上げるためには、私どももちょっと聞き取りをしないとまずいのかなと。私の思いでちょっとしゃべってはいけないのかなというふうに思っておりますが、実はそういった実態調査、個々にまだやってございません。そういったことなんですけれども、それぞれの人の暮らしというものが変わると。そういった内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

- 室崎委員 施設、コロニーを出ますね。そして、町なかで暮らすようになる。作業所やいろいろなところに通うようになる。とって、ひとり暮らしはなかなか難しい。それで、支援体制をつくる。ケアマネジメントなどというものも行う。これの手本になるようなのは、伊達市でもって、もう随分前からやっていましたね。

ただ、これはあれなんです。例えば今、火の始末が不安であるというような話が出ましたけれども、障害のある方の場合には、乳児はあり得ないだろうが、幼児が火の始末が危ないというので両親が教えて、それで成長とともにできるようになるというようなものとはちょっとわけが違いますよね。そうすると、6カ月間だけケアマネジメントをやって、それで終わりというのが国の制度なんです、今話を聞いていると。そういうやり方でいくと、これは大変問題が出てくるんじゃないかという気もするんです。

それから、そのケアマネジメントだとか、そういうところに今の話を聞いていると、厚岸町が入るわけではないんですね。その土地の人たちでやってくださいと、ほかの町で、いわゆる施設から移行した人に関しては。厚岸町は、そうすると、どういう関与があるんですか。これは、この後やる実態調査以外には何の関与もないんですか。そのあたりをもうちょっと詳しく説明してください。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 今、一つの事例として火の始末ということを申し上げました。もう1点ほど上げると、例えば対人関係、すぐけんかするだとか、そういったことも実はあるわけです。今、委員がおっしゃるとおり、3カ月、6カ月でそれが、自分で対処できるようになるのかという部分については、できるというようなお答えはできないのかなと思います。

そこで、ケアマネジメントするということの過程の中で、障害福祉サービスも徐々にサービスの種類がふえております。ご老人のようにホームヘルパーに来ていただくとか。そして、アパート、それもグループホームについては、管理人がちょくちょく出入りするようになります。そういった中で、6カ月過ぎても管理人はいるわけでございます。そういったことで、火の始末だとかというのは継続的にやっぱり残る問題ではあると思いますけれども、管理業務の中でやっていけるのかなと思います。

ただ、先ほどの人間関係の部分につきましては、すぐけんかするというふうに私は申し上げましたけれども、これについては、一度おさまってもまたやってしまうとか、そういうのはあるんです。そのたびに、また担当者が集まって会議をやる。お互いに、第三者もできるだけ入るようにして、事業者と、町と、そのほか事業にかかわらないほかの事業者、例えば社会福祉協議会だとか、そういった方も入るなりして、その事業者が提携しているサービスが適切なのかどうなのか。その方にとって最もよいサービスの提供をされているのかという、そういった繰り返しがあります。それは、6カ月間が過ぎても、日常の業務としてやらなければならないというふうに私どもは対応しております。6カ月間つくというのは、専門の人がそこにつくというふうにご理解いただきたいと思います。

そこで、この部分については今、釧路市内でそのような生活をされて、そういう方法のフォローといいますか、火の始末だとか人間関係と言いましたけれども、こういった部分の、一定の期間注意が必要だよという部分については、それに対応する相談支援事業者が、既に厚岸町と密接な連携ができ上がってしまっていて、町としてお願いをしているところがございます。ですから、町としては、釧路管内は何か、釧路市内にある事業所の中でカバーできているのかなと思います。

ただ、問題は、釧路市内にもその事業所が、相談支援事業所は五つくらいしかないというふうな状況からしますと、釧路に住んでいる方は釧路管内の人だけでございませぬ。よその地域から来ている方もいらっしゃいますので、その五つの事業所ですべて賄えるのかという状況はちょっと、できますという状況にはないかもしれません。かなり相談支援事業所は忙しい状況にあるのかなと思いますが、現在での厚岸町の利用者にとって

は、何とかいい環境にあるというふうな状況ではございます。

そのほか、釧路市以外に、帯広、それから、伊達と言いましたけれども、函館、札幌ですとか、そちらのほうにも利用者が、函館のほうにはいませんけれども、札幌、北見、帯広、旭川、そういった方面におりますけれども、実はそちらのほうの事業者から、厚岸町に、そういうケアマネジメントをしたいんだけどという申し入れというものが、今のところない状況で、実は厚岸町の、私ども担当者としては、それぞれ施設を出られて、その方がどういう生活をしているのかという状況は、今、直接施設に聞いて確認する方法をとっております。

過去の障害福祉サービスを提供する場合においては認定調査というのをやるのですが、道内広いところに職員が、できるだけ行きましょうという体制をとっていたのですが、それにしてもやっぱり3年に1回くらいしか行けない状況がありました。そういったことで、委託という方法が出てきたのですが、調査を委託すると、その人に会えるということなのです。生活状況が見れるということなのですが、それを、やっぱり無理でも行こうという体制でおります。行っても日常の生活状況は見れないわけですから、先ほどの支援体制というものは十分ではない、そのような答えにはならないのですが、まず、それぞれの方の現状をきちんと調査しようというところまでは、体制としては進んできていこうとしております。あとは、それぞれにある地域の事業所が、どういうところがあって、手が回る状況にあるのかどうか。実はこういったところも十分に確認していなかった部分があったかなと、そのように思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

- 室崎委員 厚岸の方が、これこれこういうような障害があって、施設に入らなければならないと。ただ、近くであればいいんですけども、なかなか、いろいろな事情があって、近くにはないと。道内の離れたところの施設に入るという例は幾らでもあるわけです。そうすると、そっちに入れば、住民票もそっちへ持っていけば、もう厚岸町とは関係ないから、そちらで全部やってください。厚岸町はもう、全然関係ありませんというものではなかったわけですね、今まで。

去年もちょっと、ある施設へ、そこでもって会議があって行ったら、厚岸の方がいるんですよというふうに言われました。ちょっと、こんにちはこの程度のあいさつはしたんですけどもね。ちょっと、ああ、こういう形で全部つながっているんだという話は聞きました。

それが今度は、こういう制度の問題があって、その施設からその町の間人になりますね。その場合には、一応あれなんですか。法的な意味では、厚岸町とは完全に切れるんですか。それとも、今まで施設に入っていたときと同じような、厚岸町としての、ということが出来るかという話は、ちょっと今具体的に、いろいろあるでしょうけれども、今までは、俗な言い方をすると、金銭的なものから含めて、厚岸町は結びついてたわけですね。そういうようなものは、今度はもう全部なくなってしまって、いわゆる厚岸町側としては、法的なものではなくて、やはり今までのいきさつがあって心配だから、それでもっていろいろと実態調査もしながら状況を見守りたいという範囲なんですか。

そのあたりをきちんと教えていただきたい。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 法律が変わる境の時点から施設に入所されていた方につきましては、その施設を出て、いわゆる新法に移行した施設を利用した場合、これは従来どおり厚岸町が介護給付費を負担すると、そういったことでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 給付費に関してはそうであると。それ以外の部分については、今これから実態調査をしていくんだという範囲なんですね。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 先ほど実態調査をやっていなかったということをご答弁申し上げました。ちょっと今、その話を内部でさせていただいているところで、ちょっと私自身忘れていた部分があったのかなと思います。それは、旧施設が新法に移行した旧施設として、その入所者を的確に保障するといいますか、生活を支援すると、そういった役割も実は課されております。そういった部分で、従来の事業者の責任において対応もお願いしていきたいなど、そういうふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そのようにしますと、ここでもって町長の言っている町政執行方針というのは、何か厚岸がもう全責任を持ってやっているように読めるんですよ。そういうものではないと。これは、それぞれの施設において、その施設を運営する者が責任を持ってやっていくのであるという範囲であるということについて、ここは書いてある文章なんだと。そういうふうに読めばよろしいんですね。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 文章を書く上で注意したのは、そういった事業者任せきりにならないと。町が入所をお願いしている方々でございます。そういったことから、新法に変わっても、町としてやるべきところ、先ほどは、一つは認定調査にできるだけ行くということだけを申し上げましたけれども、やはり、生活が変わった状況も、ちょっと遠いですがけれども、やはり町として、適時その状況は把握すべきだろうと。そういう思いから、あのような文章になったところでございます。

（「はい、結構です」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほかは。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

107ページ、3目心身障害者特別対策費。

4目老人福祉費。

10番。

●谷口委員 高齢者バス乗車券助成についてお伺いをいたします。

これは前年度と同額なんですけど、この利用状況をちょっと教えてください。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

高齢者バス乗車券の助成事業でございますが、22年度の事業見込みといたしまして、配付件数1,430件のうちの約67%程度を見込んで、新年度予算を編成する中でも22年度当初と同額程度の利用を見込もうということでの予算編成でございます。

各年度の利用率につきましては、若干のばらつきはございますが、22年度で交付枚数に対して65%、21年度で約70%、22年度の見込みが67%程度という推移でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 高齢者バスの利用については、これは今はあれですよ。町内だけでなく、町外に行った場合でも有効になっていますよね。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 利用区域でございますが、厚岸町から釧路市までのくしろバスの運行路線でございます。したがって、厚岸駅からとかという考え方ではなくて、こちらで言いますと、つながっている路線で言いますと、湾月町から、最終は釧路市立病院を経由して、釧路バス本社まで戻るのがありますが、この区間での利用ということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、今現在、対象が1,430件と言いましたか、中の65%、あるいは、年度によっては70%ぐらいまでというふうになってはいますが、だんだん足腰も、丈夫なうちはバス利用も十分可能でありますけれども、今後、お年寄りの方々に対する、介

護法にも入るのかもしれませんが、介護タクシーなんかというの、そういうものに対する助成みたいのは考えないのか。あるいは、タクシー等でそういう、会社のほうで介護タクシーを行うかどうかというのがありますけれども、そういうものに発展させていく考えはないのかどうなのか。その辺はどうなのでしょう。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

12月でしたか、一般質問の中でもご質問をいただいている部分でございまして、12月と今の時点と何が変わっているというものはございません。現時点で、町の事業として、介護タクシーの利用者に対する、例えばバスの助成金額、年間4,000円に見合った別な何か助成制度を設けようということについては考えておりません。

3月広報でしたか、町長へのポストのご要望もいただいていたところではありますが、そもそもスタートしました乗車券の助成につきましては、高齢者の皆さんに町のなかのいろいろなところに出歩いていただいているという趣旨の中でスタートをしたというふうに思っております。当時、年間5,000円という助成金額でございましたが。そういう意味で、時代が変わる中で、路線バスの走っていない地域の方々から、我々は使えないというご意見もいただいております。

それから、今、質問者お話のように、バスで出ることもおっくうになってきたという方々からのご意見もないわけではございませんで、現実にタクシー券としてお願いできないだろうかというようなお話もございます。

現時点では、バスの乗車券の助成事業につきましては、くしろバスの路線運行を支援するという一面も持ちながら、町内の公共交通を担っている事業者にも理解をいただいた上での事業展開でございますので、先の課題としましては、単なる遠い集落の方々の買い物支援でありますとかということだけではなくて、町のなかの高齢者の対応も含めた課題として受けとめなきゃいけないのだろうなという思いでおりますが、現時点では、新たな助成ということについては考えていないことについてご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 町立病院なんかに行きますと、介護タクシーとかってとまっているのですが、きっと浜中かどっかから来ているのかなというふうに思うんですけども、厚岸町の業者が、まだそこまで足を踏み出すことができないでいるのかどうなのか。

それとやはり、こういう時代ですから、そういうことに携わる業者も含めて、例えば介護ヘルパーの何級かの資格を取るだとか、そういうことも運転手の中にきちんと、もう釧路市内あたりは結構そういうふうになっていますよね。そういう人たちが病院の送迎に当たるというようなことが行われていて、ちゃんと資格を持った人たちが病院に送り、病院が終わったらきちんとまたそのタクシーで送り届けるというようなことが行われるようになっていまして、厚岸町ではまだそういうことをやっていたく

というようなことにはなっていない、業者のきつと考え方でもあるのではないのかなというふうに思うんですけども、その辺はどうなのでしょう。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答えの順番がばらばらになるかもしれませんが、地域の中に介護タクシーというものが無い、あるいは不足をしているという状況があるとすれば、これは行政の側からタクシー会社のほうにお願いをして、ご質問者が言われるようなタクシーの配備というものができないのでしょうかという話は、これはあり得る話でございまして、ただ、現実には町内に二つの事業所が介護タクシーとして存在いたします。これは、利用は、特に介護保険を使って1割負担とかというものではございませんで、通常のタクシーと同じ考え方でございます。ただ、障害をお持ちの方、それから介護保険の給付の適用のある方については、事業所ごとに割引制度みたいなものをお持ちで軽減はされているようではありますが、基本的に、考え方としては、車いす利用でありますとかいう方々が利用しやすい車を用意をして、それで買い物なりどこかへ出かけるというときに使えるというものでございます。

それで、これとは別に、通院のために、2カ月に一遍だとか、3カ月に一遍だとか、薬をもらいがてら医療機関を受診しなきゃいけないとかという介護保険の給付対象の高齢者につきましては、これは、社会福祉協議会で認可をもらって進めていますような介護保険適用の福祉サービスというものが受けられます。これは、今の介護タクシーとはまた別なものでございますので、ご質問者おっしゃられる介護タクシーについては、町内に二つの事業者があつて、今現在、それぞれ目的に合った利用がされているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 私が余りにも勉強不足で、初めてわかった。厚岸町にある介護タクシーというのは、何という会社と何という会社なんですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 「おはなさん」という訪問介護事業所が、この介護タクシーの認可を受けてやっております。それから、「えくぼ」という事業所が、これは去年の遅い時期に認可を受けてスタートしたところでございますが、事業所は糸魚沢でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、この介護タクシーというのは完全に民間お任せですから、知らない人は知らなくていいというものなんですか、こういう時代なのに。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 支援の必要な高齢者でありますとか障害者の方につきましては、居宅支援事業所のケアマネジャーもこの情報をお持ちですので、どの交通機関は利用できるだとか、今回は使えないだとかという調整も含めて、ここはつながってまいります。それ以外の利用につきまして、行政がさくらハイヤーを使ってくださいだとかというPRそのものはなじまないことかなというふうには思っております。

今、たまたま「さくらハイヤー」という呼び方をしましたが、「おはなさん」でありますとか「えくぼ」というPRの仕方は、これは行政の役割ではないというふうに認識をしております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 ただ、一般的に、今、介護だとか福祉だとかいろんな制度が新しく、いろいろできてきていますよね。それで、きのうあたりからもう、町でパンフレットを置いてあるのに、それを何か見る機会がないのに周知徹底しているようなことでは困るんではないのかというお話がされましたけれども、しかし、実際にケアマネジャーの人が知っているからいいんではないのかというお話でありますけれども、やはり、厚岸町の中で、こういうことが利用できますよということをもう少し親切に、何々会社を利用してくださいだとか、そういうことは私、要求するものではありませんけれども、今、こういう制度の中で、厚岸町でもこの制度とこの制度とこの制度は利用できますよと。それについての問い合わせはどどこへとかというくらいは教えていただいてもいいのではないのかなというふうに思うんですけれども、それはもう、今までに、何らかの形で周知徹底されていたことなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 町内の一般町民の皆さん向けにという形ではしたことはございません。

それで、介護タクシーの目的そのものは、元気な方が利用できるというものではございませんので、対象者が限定される中で、なるべく広く利用してもらうための周知ということで、先ほど申し上げましたように、支援する事業所等への周知ということで今進んでいるところでございます。

（「はい、いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）



●委員長（音喜多委員） 進みます。

5 目後期高齢者医療費。

6 目国民年金費。

7 目自治振興費。

2 番。

●堀委員 ここで資料をいただきました。地区別人口、世帯数ということでいただきまして、本来であれば自治会別というものもここに盛り込めていただけると最高だったんですけども、なかなかそれは難しいということで、しょうがないという中でお話しさせてもらいますけれども、町長の執行方針の中にも、地域における相互扶助機能が低下しているというふうにあります。私も、まさしくそのとおりだと思います。

なぜかといったときには、やはり、地域としての高齢化というのがあると思うんですけども、それとともに、自治会の機能の低下というのがあるんじゃないのかなと。自治会としての機能の低下というのは何なんだというと、やはり自治会の役員とかの固定化といったものが一つ大きなものになってくるのかなと。若いうちに自治会の役員に入ってから、それから10年、20年とたつうちに、どんどん、当初あったスキルというものがだんだん下がっていくわけですから、それと同時に自治会としての活動もだんだんと下がっていつている。本来であれば、どんどん新しい人方が入ってきた中で、新しい役員とかが来た中で、また世代交代というものがされた中で自治会の活動というものが維持できればいいんですけども、今現在はそのようになっていない自治会というものが多。といったときに、だんだん自治会活動というものが低下していつてしまっているということでの相互扶助機能が低下しているというふうに結びつくんじゃないのかなというふうに思うんです。

これについては、以前もちょっと言わせてもらったんですけども、やはり自治会の活動というものに対して、やはり行政側がもう少し今までと違うアプローチなり、やることというのがあるんじゃないのかなというふうに私は常日ごろ思っています。例えば何で自治会に入っているんだといったときに、いや、私が死んだときに自治会の人方が葬儀を開いてくれるからとかというような、そのためだけに自治会に入っているという人も実は多いわけでありませう。

それだけならば、逆に言っちゃうと、そうじゃないと思う人方はどんどん自治会にも入らないと。地区人口といったものの中ではこれだけあっても、実際に自治会に入っている人間というのはいっと少なくなっているというのが実情だと思っんですよ。こちら辺は、自治会の活性化というものをやはり町としてどのように考えるのか。これをやはりやるこが地域の相互扶助機能の強化というものに私はつながると思っんですよね。

具体的には、例えば自治会がやろうとしている行事関係に役場の人的な派遣とか物品的な提供とかというのものも、やはり今まで以上にもっと考えるべき時期にきているんじゃないのかなと、そういうふうに思っんですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） お答えさせていただきます。

ご質問者がおっしゃるとおり、地域の扶助機能というものが低下している中の一つには、やはり今申し上げましたように、地域における自治会の弱体化と言ってもいいと思うんです。その大きな原因が、質問者もおっしゃってございましたけれども、役員が固定化される。すべてこれらの要因は、少子高齢化ということに最終的には尽きるのかなというふうに思います。

まず、高齢化が進んでいる上に、さらに組織力といいますか、加入率の低下というものが上げられます。実は、統計をとってみますと、ここ10年で約7ポイントほど加入率が下がってきてございます。これは、先ほど質問者もおっしゃっていましたが、自治会に対する、何のために自治会に入るんだろうかということが、やはり若い人たちの中では一番のネックになっている部分。入らなくてもいいのではないかとというようなところでございます。

ただ、古くは隣組という関係の中、それから地域の中でいろんな問題を解決していこうじゃないかという中ででき上がってきた町内会並びに自治会、こういった組織について、いま一度やはり見直す必要があると。行政側でもう少しアプローチが必要ではないかということではありますが、行政側としましては、自治会連合会の事務局を担ってございます。私ども担わせていただいておりますけれども、その中では、やはり、そのことが、今年度も、昨年度においても、実は一番大きな課題に位置づけてございます。

今年度につきましては、実は昨年度の自治会連合会定期総会におきまして、事務局のほうで町内会に加入しませんかというようなパンフレットを作成させていただきました。これは、各自治会にアレンジする必要があるわけですが、希望のあるところには必要な分だけ印刷させていただきます。まず、自治会は何をやっているのだろうと。どういうことが、入ればメリットがあるのだろうというようなことを具体的に書かせていただいた中で、実はできる限り各自治会の活動の中で加入促進をしていただければなという思いで作成させていただきましたけれども、ただ、私、このパンフレットをつくっている中で、実は、やはり数年前、ここ10年で7ポイントも組織率が下がっていく理由の一つがやはり少子化にもあるんだろうと。やはり、子供たちを中心に自治会活動が行われた部分も結構昔はありました。ただ、今はそれすら成立しないというような活動の中では、かなりそういう停滞する実態にもつながっているかなというふうに思っております。

正直言いまして、特効薬はありません。地道にやはり各自治会、我々も各自治会とも相談しながら、どういった方向で組織強化、拡大につないでいけるかということは、これからもずっと課題になっていこうかと思っておりますけれども、続けてなお進めていきたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 特効薬がないというような中であれなんですけれども、ただ、それじゃあ今ま

でどおりのことをやっていけば、どんどん、対処法がない中では、もっと悪くなっていくという中で。ですから、私としては、行政としても新たな段階に来ているんじゃないのかなというふうに、自治会というものの活性化というものをやはり、行政側がやっぱり真剣に考える、真剣には考えているんですけども、より踏み込んだ対策というものが必要じゃないのかなと。そういうふうによることによって、いろいろな、地域見守りの事業とかも、よりしっかりとやることもできるとか、そういうようなものにもどんどんつながっていくと。

自治振興の基本といったものの中ではやはり、自治会活動が一つの核になるわけですから、そういった中で、ぜひともやはり町としては、この自治会の活動といったものに対しての、より踏み込んだ協力というものを考えられないのかなというふうに思うんですけども、いま一度、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 行政からのアプローチということで、もう少し踏み込んだということですが、そうだと思うんです。ただ、自治振興係だけがアプローチするというだけではございません。やはり町内全体の中で、防犯についていけば自治振興ということになります、健康で生き生きとしたまちづくりを目指すというようなテーマでいけば、保健介護だとか福祉だとかとの協力も必要になってきますし、そういった中で、実際にいろんな事業が自治会の中にも入っていています。その入っていている事業の中で、やはりその目的を新たに見出すとか、それから結束を高め、また組織率を上げていくような活動につながるとかということは、今後ともやはり進めていく必要がありますし、なお、おっしゃるとおり、我々を中心に横の連絡も庁内でとりながら、何とか問題解決に向けるような施策も検討してまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほか。

7番。

●安達委員 自治会への助成は見直しをできないかなということでお聞きするんですけども、去年と同額の予算ですけども、というのは、共同募金だとか、それから、さまざまなそういう、寄附金ではないけれども、募金活動が多いのですけれども、それから福祉協議会からかな、以前はそういうものは、来たら各家庭を回って、みんなでお金を集めていたということができたんですけども、最近、2番議員の資料にもあるとおり、うちの地域は65歳以上が50%を超しているという中で、寄附活動というのが非常に困難な状態になってきているのですよね。一番遠いところだったら2キロ以上ある。その役員というのはもう、70、80近い。そういう方に、あそこまで行って集金してこないという、そういうような状況にはもうなくなってきているのですよね。

それで、今、どういうふうに行っているかということ、各自治会も大体そういう形をとっ

ているんじゃないかと思うんですけれども、割り当ての金額が来ますから、自治会費の中で補っているんですけれども、それじゃあ自治会費を上げればいいんじゃないかということになるんですけれども、状況としてはそういう状況になっていなということで、非常に、自治会活動費の負担割合というのか、そういうものに対しての負担割合が非常に大きくなってきているということです、できたらこの辺の助成金の見直しはできないのかなという気がするんですけれども、いかがなものでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 私も、その辺の事情は、自治会の中にいる人間の1人として、ある程度とらえてございます。ただ、自治会に対する補助金が、そういう寄附金その他の部分に関係してくるといような状況になると、ちょっと難しい問題というふうになってきますけれども、ただ、赤い羽根の共同募金だけではなくて、いろんな面で、やはり自治会としては固定的にその分がかかってしまうという部分は十分に承知してございますけれども、それと、今回、私どもが自治会に対して補助している内容というものがどうなのかというところは、もう少しつけ合わせ、研究してみなければ、その増額につながるというふうなことには、真っ直ぐにはいかないだろうなというふうには考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 7番。

●安達委員 うちあたりの地域、昔は結構大きい集落です。それで、そういう中で、行事もにぎやかにはやってきて、だけれども、こういう非常にコンパクトな地域になってしまったんですけれども、だからといって、それじゃあ行事を減らして、これもやめる、あれもやめるというわけにはやっぱりいかないですよ。1回やっぱり長く続いた、伝統的なそういう催しといいますかイベント関係は、始めるのは簡単なんですけれども、やめるということは非常に難しいんですよ。やっぱりそれはそれなりにやっぱり、小規模ながらも続けていかんきゃならんと。やっぱりそれには経費も相当かかっていくということで、うちの自治会の台所はすごく厳しいんですけれども、そういう面で、ひとつこの辺で、先ほどからも自治会活動に対してのいろいろな問題が提起されているんですけれども、そろそろこの辺で、そういう面も含めて、この辺の助成に対しての見直しをできないのかなということで、再度お願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） この場において、前向きにというふうなお答えはできませんけれども、いずれにしても、今言った問題点もございます。いま一度調査させていただいて、問題点がどの点にあるのかということも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 8目社会福祉施設費。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

11番。

●大野委員 町長の町政執行方針の中に、保育所の件につきまして、尾幌、上尾幌方面からの保育所を利用する児童の通園支援を行うと書いているんですけども、僕は単純に解釈すると、尾幌、上尾幌のほうから町のほうに、多分、通園支援というのですからバスか何かを出して送迎をするのかなと思うんですけども、その内容と、多分、だんだん少子高齢化社会で本当に、郡部といいますか、町もそうですけれども、郡部の保育所が、どんどん、幼児がいなくなって、一年間に1人とか2人しか産まなくなって、多分、地域の自治体運営になってきてしまいますよね、各保育所が。なおかつ、極端なことを言えば廃止になってしまうような、多分地域もこれから出てくると思うんですけども、そういうところに対して今後こういう、どんな、ちょっとわかりませんが通園支援を広げていく気があるのか。そういう考え方を聞きたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ただいまのご質問でございます。

予算においては児童福祉施設費のほうになるわけでございますが……。

●委員長（音喜多委員） そうしたら、そっちに回していいですか。

●大野委員 はい、済みません。

●委員長（音喜多委員） じゃあ、この目でございませんか。

10番。この目ですわね。

●谷口委員 はい。

床潭のへき地保育所を閉所ということですよ。それで、新年度は地域で運営をするというふうに説明されていたように思うんですけども、その体制は整っているんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 今の関係につきましては、参照124ページの0311200の上段に施設保育所運営費で432万円の補助金が計上されております。この内容でございます……。

少々お待ちください。

●委員長（音喜多委員）　そこでいいですか。

●谷口委員　いいんだって。

●委員長（音喜多委員）　10番、そのときにしますね。

●谷口委員　いや、いいんだよ。

●委員長（音喜多委員）　今でいいですか。

福祉課長。

●福祉課長（松見課長）　失礼しました。

それで、この432万円につきましては、片無去保育所、若松保育所、床潭保育所の三つに対して、それぞれ144万円を補助させていただく内容でございます。

なお、床潭保育所の体制につきましては、つい先日、保育士の体制、代替職員の体制、それから地域における運営の考え方、それから運営時間等、そういったものがほぼ固まりつつ、職員については確保できた状況でございます。

（「はい、いいです。わかりました」の声あり）

●委員長（音喜多委員）　いいですか。

この目、ほか、ございませんか。1目。

13番。

●室崎委員　2項の2目児童措置費にもちょっと絡むのですが、子ども手当の件なんですが、子ども手当について、今、マスコミ等の報道を見ていると、要するに自治体に負担がかかってくるという話が出ていますよね。それで、何か県知事クラスでは、自治体への負担は認められないと。言っていることとやっていることが違うじゃないかというようなことを言っているんですけども、厚岸町として、一緒になってそういうことを言ってもしょうがないだろうなというふうには思うんです。

それで、これは今、どんな動きになってきて、最終的にここに出てくるような一般財源からの負担が必要になってくるのかなというふうに思うんですが、まだ流動的なんでしょうか、それとも、もう、これでいくかいかないかだけなんだということなんでしょうか。そのあたり、つかんでいる話をお聞かせいただきたい。

●委員長（音喜多委員）　福祉課長。

●福祉課長（松見課長）　子ども手当につきましては、創設検討時期において、政府民主

党が全額国庫負担するという、いわゆるマニフェストといいますか、そういう形で進められた手当てでございました。それが、予算実行においては、なかなか財源確保という議論が進まず、結論的に、従前の児童手当法に基づく地方負担は地方にお願いするという形でこれまで来ております。つまり、厚岸町においては、子ども手当で、金額としては相当上乘せになっておりますけれども、上乘せになった部分はすべて国費という形で、今回も一般財源に乗せておりますけれども、この内容は、現在の児童手当法に基づく町村負担分のみであって、児童手当より上回る子ども手当相当分は全額国費という内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 予算関連法案がちょっと、どうなるのかなという話があって、ちょっといろいろな話が出ていますが、いずれにしても、その予算関連法案は、そういう形でもって通っていくと。そして、このような形で試行されるとすればされるのであろうということについては間違いないだろうと。おじゃんになっちゃったときは別ですよ。そうでなければ、これと違う形になって、例えば今言ったような以上の、いわゆる自治体の負担が出てくるとか、そういうものにはならないということは間違いないであろうというふうに考えておけばよろしいんですね。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 私どもも、決してそういうようなことは国はしないだろうということを思って、今回、予算計上させていただいたところでございます。

（「はい、結構です」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 2目、ほかにございませんか。  
15番。

（「1目」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 今、質問されたのは2目でないですか。

（「1目だよ」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 1目ですか。  
主としては児童子ども手当の関係……。

（「それにも係るけれどもと言ったんです」の声あり）

●委員長（音喜多委員）　じゃあ、質問者15番さんが質問したのは1目ですか。

（「総じてのことなんですけれども」の声あり）

●委員長（音喜多委員）　1目でいいですか。

はい。

●石澤委員　太田へき地保育所の問題なんですけれども、あのときに、へき地保育所の人数は、厚岸の場合は10人だと。全国的なというか、道の基準が10人を下回るとへき地保育所ではなくなるというふうに話されたんですけれども、ほかの町村、例えば弟子屈、浜中、それから標茶などはどういうふうになっているのかなって思うんですけれども、どうなんです。同じように10人なんでしょうか。

●委員長（音喜多委員）　福祉課長。

●福祉課長（松見課長）　厚岸町の保育行政について、ただいま委員がおっしゃったとおりの内容でございます。

なお、他町村においてのへき地保育所の実態といたしますか、それについては個別に把握しているところではございません。

●委員長（音喜多委員）　15番。

●石澤委員　それで、すごく残念な思い、9人になったらへき地保育所ではなくなるという話があったものですから、ほかの町村はどうなのかなって聞いてみたんですよ。そうした場合、標茶の場合は、へき地保育所の基準は一応5人以上です。それは、5人以下は休所ですけども、閉所にしない。新規就農及び若い人をふやしたい。そのために、児童が5人以上でへき地保育所としてやっているという話なんです。それは、地域に保育所があることで、その産業を守れるということなんですよね。

今回の床潭保育所ですけども、この場合、子供が5人ですか、6人ですか。この部分も地域ですよ。漁村地帯ですよ。そういう意味で言えば、その地域の産業を守るために、このへき地保育所の人数を下げるということは、とっても大事なことだと思うんです。

それで、弟子屈はどうしているかといった場合は、弟子屈の場合はへき地保育所でやっていて、ここは人件費として2人分500万円の支給です。ここは子供が9人です。保育料は6,000円という形でやっていました。浜中の場合も、基準は5人までです。5人以下になったら変えるとは言っていましたけれども、そういう形でやっています。

だから、ほかの同じような1次産業を地域でやっているのに、何で厚岸でできないのかなというのが物すごく残念だったんですけれども、そういう産業を守っていくという視点を考えて、もう一度考え直すということではできないものでしょうか。



●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 他の町村におきましては、それぞれ、当然、地域性、例えば集落の存在の位置であるだとか、さまざまな要因はそれぞれの地域が持っている特性だと思います。そういった中で、古くからそのようなへき地保育所の運営がされているんだろうというふうに推測されます。

なお、今、保育料の話も出ましたけれども、保育行政全般においては、保育所における特に収入財源というのは保育料なわけです。そうしたら、この保育料においても、私ども厚岸町としては、国が算定している国庫負担の基準を参考にしてはいるんですけども、よその町も大体それを参考にしてはいるんですが、その額については、それぞれの町村がみずから定める内容でございます。ということは、それぞれ保育料が違うということでございます。

そういった中で、保育行政にどれだけ資金が充てられているかという割合については、当然違ってくるということでございます。そういう部分もあって、古くからやっている町村については、保育行政全般の予算の中でとらえられてきたのかなというふうには思っております。

ですから、厚岸町が急に、へき地保育所という考え方は、国の次世代交付金では2人以上の保育士をつけなさいということなんです。ですから、ただいま出た500万円というのは、1人なのか、2人というふうに言っていましたけれども、町営でやるとなると、臨時職員2人でやると、500万円ではできないのかなと、600万円くらいかかるのかなと思いますけれども、施設の維持管理費等を含めて。ですから、そういった、5人に対して2人を、どういった身分の職員をつけるかは別ですけども、実際問題、5人の保育というのは1人で可能だと思っております。ただ、ほかの保育所が、やっぱり1歳児です。未満児保育というのは、2歳、1歳、ゼロ歳というところの児童の、そのへき地保育所が入れているとすれば、これは5人であっても1人では難しいのかなというふうに思っていますけれども、それぞれやはり、それぞれの事情がある中で、効率のよい保育運営をされているんだろうなというふうに思っています。

厚岸町においては、これまでも答弁しているとおおり、10人を下回った場合においては、何とか地域での保育について、一緒にご協力をお願いできないかなというふうに考えているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 何で5人かということなんですけれども、これからどうしても後継者って少なくなってくる部分って今ありますよね。後継者の人数が少ないですから。そして、その地域から、仕事が忙しいってこともあるんですけども、それで尾幌の場合は朝だけということもあったんですが、地域の部分というのは、その地域の産業を本当に、さっき言ったように、ここの標茶とか弟子屈とか浜中なんですけれども、その地域を存続させるために必ず保育所を置くっていうのを前提にしているんですよ。それは今までずっとそうだったみたいですよ。

厚岸町もそうですよね。それでへき地保育所という形で尾幌と太田と床潭と、ずっとやってきたと思うんですけども、今、だんだん少子化になって、人数が少なくなってきたんですから、それに合わせてへき地保育所の基準も下げていってもいいと思うんですよ。10人って頑張っていなくて、もうぐっと下げたって、そしてそこにいる人たちを、保育をできるように、地域で守れるように、そういうことも考えてほしい。学校はあるんですから、学校がある以上、学校がないところでもやってもらったほうがずっといいし、片無去もそうですし若松もそうですけれども、そういう保育所は、5人にどうしてへき地保育所にしてほしいと言うかという、5人に1人だからいいんでないかと言うけれども、その人にとって、3歳児から6歳児ぐらいまでだと思えます、へき地保育所の場合は。1歳児からゼロっていかないですけども、1人の人が入っていた場合に、その人の体調が崩れた場合とか、それから、たまたまトイレに行きたいこともあるだろうし、その人が抜けるときにいないと、すごくまずいと思うんですよ、その辺は。だから、基準を5人として、そして、2人置きと言っているわけじゃないですけども、そういうのも考えて、へき地保育所としてきちっと、町として責任を持って保育所を存続してほしいと思うんですよ、5人で。

だから、へき地保育所にやる場合は、農家の場合は、3歳までは多分、家で見ます。だけれども、3歳以上になると物すごいちょろちょろ動きますし、2歳でも大変なんですけれども、大型な機械の中で、子供たちが動いたときにとっても大変になります。だから、そういうのも含めて、やっぱり5人以上でへき地保育所、その集落にきちっと置いてほしいというのは、これはお願いなんです。どうでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 厚岸町ではこれまで、そういったへき地保育所の、人数的に存続を断念してきた部分については何とか、地域の保護者の皆様であるとか、自治会の方々であるとか、そういう方で地域運営ということを実はお願いしてきました。そういった中で、町の集会所であるとか、そういったところでの保育をやってきたわけがございます。

床潭保育所の件におきましても、町としてはやはり人材確保の側面、それから運営方法だとか、そういったいろんな側面からご支援をさせていただいております。それは今後も継続するものであります。それが町でやるか、あるいは地域でやるかという部分だと思えます。今回は、床潭は、何とか地域でできるという状況になってきましたけれども、やはり行政としてやる場合に、先ほど厚岸町は10人以上で2人の体制で求められると。そういった一定の基準といいますか、認可保育所には最低基準だとかそういう基準があるんですけれども、やはり行政としては一定の基準を保った中で保育行政をやるのが、場としては求められるのだろうなというふうに思います。

そこで、じゃあ、そういった最低基準はどうでもいいのかという、そういうことではなくて、やはり最低限、子供を安全に守る体制は必要であります。そこで今、具体的に出たのが、1人の保育士だとトイレにも行けない。確かにそうでございます。それについては否定できません。ただ、保育士もそうならないように、あらかじめ用を済ませる

とか、そういったこともしながら……（発言する者あり）つまり、現実的にはお金もかかりますし、5人に2人という部分が、すぐできるかという部分については、なかなか大変な、財源的にも、それから保育士の確保の面でも難しいのかなというふうに思っています。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

●石澤委員 いや、後で、あきらめませんが、いいです。まだまだやります。

●委員長（音喜多委員） この1目で、ほか、ございますか。

（なし）

●委員長（音喜多委員） なければ、休憩したいと思いますが、いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 再開は、2目から。

それでは、3時40分から再開とします。

休憩します。

午後3時10分休憩

午後3時40分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

2目児童措置費から入ります。ございませんか。

3目ひとり親福祉費。

4目児童福祉施設費。

ここで、11番。

●大野委員 質問は先ほど言ったので、多分控えてもらったので、答弁をお願いしたいなと。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） これは新年度予算で保育所一般の、特に委託料の部分に、四つ目に保育所通園バス運行委託料79万4,000円と、これを計上させていただいております。この関係予算は、その需用費の燃料費です、12万円というのは。この双方の予算を計上させて、実施していきたいという内容でございますけれども、先般、尾幌地区に私ども

担当者が行ってまいりまして、実際に宮園保育所、それから真龍保育所を利用されている保護者にお会いし、お話を伺ってまいりました。そうすると、すべての方が酪農家のお嫁さんでございました。

それで、保育所の利用の考え方を伺ってみますと、すべての方が大規模保育所を利用したいという考え方なのです。地域で保育所を残してもらいたいとか、つくってほしいという要望ではなかったのをごさいます。

そんなことで、何とかいい方法を考えなければならないだろうというふうに担当者は考えたわけでごさいます、必要なものというのは、まず、希望されているのは、車両での送迎を希望しておりました。バスの手配。それから、これは私どものほうの必要な措置としては、保育士を同乗させるということであります。そういった車両の確保と保育士の確保という部分を検討させていただくために、教育委員会のほうにちょっとお話をさせていただきまして、スクールバスを何とか利用できないものだろうかということでお話をさせていただきまして、スクールバスが通学以外の利用もされているという状況も、尾幌の方もご存じでございまして、そういったところからスクールバスなんかもどうだろうという、逆にご提案もあったわけでごさいます。

そういったことから、教育委員会のほうにもご協議させていただきまして、厚岸町全体にたくさんのスクールバスがあるわけでごさいますけれども、当然、尾幌、上尾幌にもスクールバスは行っているわけでごさいますけれども、そのバスについては利用人員も多くて、ちょっとこの送迎には、時間的に利用できないのかなということでありました。

それで、他の路線を走っているバスですと、比較的少人数しか利用が見込まれないバスもありまして、このバスの利用に当たって、スクールバスとして学校の朝の送りを終えるのが、大体8時半前に終了いたします。その直後に宮園保育所に行って、保育士を乗せて尾幌に行くと。だから、尾幌に行くのは大体8時50分ぐらいになります。

保護者の保育所の利用実態を見ると、9時以降、あるいは10時に保育所に来ている実態でございました。ですから、私どもは保育関係はそれで十分ですと。そのバスに乗れば、大体9時15分までには遅くても保育所に帰れるかな。そうすると、場合によっては今よりも早く保育所に来ることができる。それはいいなということもありまして、スクールバスの空き時間の利用を検討させていただきました。

それから、送迎の区間でございまして、朝がどうしても搾乳の終わった後の仕事が切れ間なく、出てくるためには着がえて、子供を乗せて、保育所に行って、また帰って着がえて仕事に戻ると、これが非常に大変だったと。これからも大変だろうということで、帰りは比較的、時間的に余裕があるようでごさいます。ですから、これは何とか午前中だけでもというお話もありましたし、そうであれば、町のできる範囲で、具体的に何ができるかということ考えたときに、先ほどのスクールバスの利用に至ったわけでごさいます。

それで、今後におきましては、今回、上尾幌と尾幌地区を対象に考えておりますので、現在の利用希望の状況では、今般6名の方が利用したいというふうにおっしゃっております。現在のバスが今後もあき状況があって利用できるとすれば、あと1名か2名くらいは乗ることができるスペースがあるのかなというふうに思っております。

それで、他の地域でございますけれども、そのほか遠くから通っている部分については、実は今のところ末広地区から、1家庭から3名利用があって、1人今回卒園するんですけれども、ですから2名なんですけれども、ここのご家庭は漁師のご家庭でございますけれども、朝の送迎については困っていない状況でありました。ですから、現在は尾幌、上尾幌だけの対応でございますけれども、今後については、まだ具体的な、個々の状況を聞いた中で、町でできるのかどうなのか、そういった検討を行った上で判断することになるかなというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 内容はわかったんですけれども、この6名の児童といたしますか、尾幌、上尾幌地区の。これは、1軒、1軒、拾って歩くとか乗せて歩くんでしょうか、それともどこかの、重立った集会所とかそういうところまで親が送って行って、そこから一括して乗せてくるとかなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） スクールバスの業務が終わった後の運行ですから、保育所に早く来るためには余り時間がないということで、1軒、1軒回っていると、時間がかかり過ぎて保育効果が求められません。したがって、地域としてもできることはやると、おっしゃってくれということでありましたし、地域のほうからも逆に提案がございました。1カ所に集まるということでございまして、オール酪農ふれあい館の駐車場を、まだ決めたわけではございませんけれども、そこを一つの案として、そこに集まっていたいで、バスが来るまで待機して、そこで乗車し、上尾幌の方もそこまで来てもらうということです。そして、折り返し宮園保育所に戻ると、そういった行程でございます。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 内容はわかったんですけれども、先ほど15番議員が太田へき地保育所の最小人数を5名までにしろという要望をいたしておったんですけれども、どっちがどうのって決められないと思うんですけれども、町としての考え方は、各保育所、維持運営できるんなら自治会とか地域に任せてもいいやり方と、こうやって、親の意見があれば町の保育所に通わせて、大勢の人数の中で保育するという、その地域の親の要望もあるんでしょうけれども、そういった地域の方々との懇談といたしますか話し合い、今後の保育所運営といたしますか、保育の仕方について、やっぱり、全庁絡みで協議する必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、その点いかがでしょう。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 保育に欠ける児童の保育を実施することについては、児童福祉

法に基づいて、町がその義務を果たさなければならないということになっております。それが1人だろうと2人だろうと、やはり何らかの保育を実施しなければなりません。それは、町が直接実施する方法と、あるいは民間であるだとか、そういう地域がやるとか、そういう手法まで規定されたものではございません。したがって、町としてはいずれかの保育環境が整うようなことをやる義務があると考えております。

保護者の懇談の件でございますけれども、現在、保育所では、当然、家庭との連携ということも求められておりますし、保護者とも毎日会っていることでもございますし、保護者にも保育所運営に当たっての役員になっていただいた中で、そういった事情等も当然話し合うと。具体的にどういう内容を話し合っているんだというのは、ここじゃあちょっと、今、具体的に申し上げる内容ではないと思うんですけれども、そういった接点は持っております。ですから、その接点だけで足りないとするれば、具体的な課題が出てきた場合には、当然、そういった地域の方々との懇談も必要ではないかなというふうに考えます。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 それぞれ、地域、親、各個人ですから、いろいろなご意見があろうとは思いますが、やはり地域の要望とか、この場合は通園支援をしてくれという要望があって実現をする。例えに出していいか悪いか、太田の場合は、地元で保育所を何だかんだ維持してくれという要望なのかどうかはちょっとあれなんですけれども、そういう意見もあって、お互いにそこは地域との協議の上で運営をしていくんだと思うんですけれども、やはり町としては、同じ運営するにもやはり、経費のかからない選択を多分していくと思うんですよね、財政的にもやはり厳しいです。今のところへき地保育所は10人ですよ、これがやっぱり9人、8人、7人と減ってきたときには何らかのやっぱり方策を考えていかなきゃならないし、運営方法も考えていかなきゃならないと。そういった部分にやはり、その地域との協議も必要ではないか。また、町としての考え方も明示した中で、協議して決めていかざるを得なくなっていくんじゃないかなと思っているんですけれども、その辺は、そういった地域住民の意向を加味しながら、やはり当たってほしいなという要望でございます。

よろしくお願いたしたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 地域の事情を把握することと、地域の要望が何であるかということを的確にとらえるのが私たちの務めかなというふうに思っております。

なお、その内容を実現するためには、やはり子育て支援対策としての全体予算を考えなければならないのかなというふうに思います。

具体的に言いますと、保育料においても、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、全市町村違います。各階層区分も違う。階層というのは、所得の階層によって保育料が違うんですけれども、そこら辺が他の町はどうなっているのかということでもございます。

厚岸町では、平成12年以降、保育料の増額を見送りさせていただいております。そういったことも一つの子育て支援として実施している部分ではあります。

そういった、それぞれの町で保育行政が違うということもご理解いただけるかなと思いますけれども、そういう新たな事業をやるためには、やはり財源をどうするかと。こちら辺も厚岸町にとっては非常に重要な部分でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

(「はい、いいです」の声あり)

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほか、ございませんか。

13番。

●室崎委員 4目ですね。

●委員長（音喜多委員） 4目です。

●室崎委員 保育所と幼稚園の関係で、町長の町政執行方針に出てくるのですが、国が検討を行っている幼保一体化などを盛り込んだ子育て新システムについて、慎重に研究に取り組んでいきたい。慎重にとあえて断っているのは、余り乗り気じゃないというふうにも見えるんですけども、そういう意味なのかどうか。いずれにしても、厚岸町でもこれはやはり、いろいろと、新システムに移行するための影響が出てくるのかどうか。国全体の話もさることながら、この厚岸町ではどうなのかということでご説明をいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 子ども・子育て新システムにつきましては、国のほうで要綱を示しております。これらの内容がそれぞれの新聞報道などで少しずつ明らかになって、各地域では幼稚園運営者だとか、そういう関係者に集まっていただいて、国からの説明会なども行われてきている状況でございます。

この基本制度の要綱では、幼保の一体化と民間産業を盛り込んだ制度でございます。これが厚生労働省の社会保障審議会、少子化特別部会というところで今年の6月にまとめた内容が子ども・子育て新システムであります。

そこで、今般の通常国会に関連法案を提出ということでございまして、平成25年度の本格実施を目指す内容であります。新制度では、幼稚園と保育所を、仮称でありますけれども、こども園というものに統合するというところでございまして、事業者は、現行の認可制を指定制に変えるということでございます。

認可制と指定制が具体的にどう違うのかというのはちょっと、今、内容は具体的にわかりませんが、認可は都道他県知事が最低基準等に基づいて認可をする内容でござい

ざいます。それが、こういった指定制に変わるのかという部分については、ちょっとまだ、細かく資料をひもといている状況ではございません。

それで、内容は、株式会社とか、あるいはNPO法人の参入を促進するものだという内容でございます。

また、運営費の使途範囲についても自由度を持たせて、保育以外の事業や配当への活用も可能にするという保育のビジネス化を打ち出しているというような内容だと。これも、ちょっと一部、新聞報道をお借りした内容でございますけれども、そういったふうに言われています。

そのほかに、財源は各種子ども・子育て対策の財源を統合するということであります。市町村が自由に現物あるいは現金給付に配分できる子ども・子育て包括交付金、つまり、新たな交付金みたいな制度もつくるといようなことであります。一つは保育所を統合する、一つは市町村でこういったお金を使っていいよという新たなお金を用意するという二本立てでございます。

なお、これについては、昨年8月26日の報道でありましたけれども、国では釧路管内で保育行政懇談会というのをやられております。その中では、保育の現場が混乱するという関係者のご意見であります。

そういったことで、まだその時点では決まっていないことが多過ぎるよということでありまして、一元化、平成25年のスタートをさせるのは余りにも早計ではないかという指摘が出された。また、その後、10月にも、報道でありますけれども、保育現場に反対の声ということで、何が反対なのかなということでは、民間企業の参入を促し、利用料を保育時間に応じた応益負担とするなど現行制度を大幅に変える内容に、待機児童の解消にならない。つまり、大もとは待機児童の解消のねらいがこれに入っているということでもあります。

現場では、保育の質が下がるのではという懸念、こういった声が出されておりますので、安易に厚岸町としては新制度に乗るといようなことなく、十分に検討して対応すべきだと、そのように考えているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 わかりました。

認可が指定ですか。と言ってみたところで、許可、認可というふうに普通言われていますよね。指定なんていうのは普通余りありませんものね。だから、何を言っているのか、具体的なものを見ないと全然、タイトルだけではわかんないということですね。例によって例のとおりと言ったら怒られるかな。

いずれにしても、厚岸町の場合には都会とは様相が違いますし、それから、待機児童というのは、原則厚岸にはいないわけでしょう。そういう点で、やっぱりちょっと状況が違いますから、今おっしゃったように慎重に見ていきたいというところで安心いたしましたので、どうかよろしくお願ひしたいということですよ。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。



- 福祉課長（松見課長） 新聞報道でいろいろと現場の混乱の声が聞こえるというのは、いわゆる現場からの声なんです。まだまだ行政としての声という部分では、なかなか今のところ聞こえてきていない、私たちはです、というふうに思っております。やはり保育士自体も現場の人間として、このシステムも一緒に検討していく必要があると。そういった部分で、さらに慎重を期していきたいなと思っております。

（「はい、結構です」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。  
9番。

- 菊池委員 ここでお聞きします。

128ページ、一番下の目、節、道社協保育協議会、これの正式名称と仕事、負担金はいつからと。

- 委員長（音喜多委員） 福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） 北海道社会福祉協議会が主管する道社協の保育協議会でございます、地域の保育事業所等への研修の企画、立案、実施と、そういったものを主に行っているところでございます。（発言する者あり）済みません。

- 委員長（音喜多委員） 続けて答弁してください。

- 福祉課長（松見課長） 大変どうも失礼いたしました。

保育所、実は厚岸と宮園という湖北側1カ所と、それから湖南側1カ所ということの登録をさせていただいて、年会費、基本が1施設年間2万4,100円、これの掛ける2施設分ということでの計上でございます。

- 委員長（音喜多委員） 9番。

- 菊池委員 去年は2万9,000円で、今回は2万円ふえていますね。

- 委員長（音喜多委員） 福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） 昨年は1カ所という登録をさせていただいて、職員が研修に何う場合については、そちらの登録職員として参加をさせていただいております。でも、なかなか、厚岸町は1カ所しか保育所がないのかと、そういう状況でございませぬし、全道的に見ても、厚岸町はもうちょっと保育所があるだろうなというふうにとらえておりますので、もう1カ所ふやしていただいて、職員が気兼ねなく研修に参加できるよう

に、もう1カ所ふやして、そういったところに新たに1カ所登録をさせていただくといったことをございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 今後の厚岸町の自治体の保育行政について、研究に役立っているか、状況、内容について、もう1回コメントをお願いします。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 北海道の保育指導といいますか、研修に当たっては、それぞれの管内が独自に保育連合会という、職員の組織でありますけれども、その中で、みずからが実践発表をしたり、そういったことでの研修を積んでおりますけれども、そういう意味では、スキルアップのためにちょっと問題があるということで、広い地域に出向いて、先進的な技術、あるいは知識を学ぶためと、そういった研修として、今後も重要としてとらえていきたいなど。そういったことで職員の資質の向上を図っていかなければならないと、そのように考えております。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 どうぞ職員の皆さん、頑張ってやっていってください。  
道社協保育協議会についての質問でした。どうもありがとうございます。

●委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

137ページ、5目児童館運営費。

4番。5目ですよ。過ぎた。

（「4目でやらせてください」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 4目児童福祉施設で聞きたいんですか。

（「そうです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） じゃあ、特別。

4番。

●高橋委員 申しわけございません。この関係で、厚岸保育所との世代間交流の関係なんだけれども、その内容について、ちょっとご説明いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 世代間交流事業につきましては、これは国の次世代育成対策支援交付金の対象事業となるものでありまして、その目的は、少子化、高齢化、核家族化が進む中で、保育所児童と地域の老人との交流を図ることにより、児童の健全な育成と家庭にとじこもりがちな老人の社会参加を支援する目的とされております。

それで、厚岸保育所においては、年間4回の伝承遊びや季節の行事、各種遊びを通じて交流を深めさせていただいている内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 4番。

●高橋委員 これは、湖南地区を中心としてやっているんだろけれども、老人クラブとの交流関係なんですけれども、これは、奔渡地区の老人クラブであるとか、あるいはまた、私どもでやっている松葉、梅香地区とか湾月地区とか、そういったところとの交流がなされているんですか。そのちょっと内訳について教えていただきたい。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） まず、世代間交流事業については、回数4回は同じくして、厚岸保育所と宮園保育所と真龍保育所の3カ所で実施しております。3カ所というのは、認可保育所すべてで実施をさせていただいているということでございまして、老人クラブの案内先なんですけれども、ちょっと今、私、手元に資料がないわけなんですけれども、一つの老人クラブではなくて、複数以上の老人クラブの会長さんにご案内を差し上げているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 4番。

●高橋委員 おおむねわかりますけれども、これはどうなのでしょうね。世代間交流を通しまして、小さな子供さんと高齢者との間で、どのような効果というか、いい効果が持たれているのか。もし、こうこうこういうものがありますよというようなものがありましたら、発表してもらいたいと。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） やはり、先ほども目的の中で少し触れさせていただきましたけれども、今、核家族化が進んでおりまして、保育所に通ってこられる子供さんも、なかなか家庭に戻ったときに、おじいちゃんやおばあちゃん、そういったことの触れ合いと

いいですか、そういう状況は少ないんだろうと思います。そういった中で、お年寄りとの交流をするということが、大人との交流でございますから、自分の家庭以外の親と触れ合える絶好のいい機会ではないのかなと。保育所としても喜ばれているというふうに聞いております。

●委員長（音喜多委員） 4番。

●高橋委員 いい機会ですから、どんどん多くの高齢者が参加できるような体制をつくって、進めてもらいたいと、こう思っています。

要望で終わります。ありがとうございました。

●委員長（音喜多委員） 何かありますか。ないですか。

ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

5目児童館運営費。

4款衛生費、1項保健衛生、1目衛生予防費。

13番。

●室崎委員 ここに有害動物対策と、それから病症媒介動物対策という二つの似たような動物対策が載っているんですが、この内容についてご説明いただきたい。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） まず、有害動物対策でありますけれども、この予算につきましては、山間地域の野犬の駆除、これに係る経費でございます。それと、スズメバチの駆除に関する予算でございます。

それから、病症媒介動物対策、これについては、エキノコックス症の媒介動物であります野ギツネの駆除の奨励に関する予算化をしたものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 スズメバチは、私の隣のうちでも前に巣をつくりまして、一騒ぎあったことがあるんです。また、私の知り合いは、奔渡にいて刺されまして、ショックを起こして危なく死ぬところになったんですがね。町なかでも結構あるんだけれども、今のを聞いていると、山間地域だけということですか。ちょっとそここのところがよく聞こえなかったなので、もう一度説明してください。

これは、スズメバチが自宅の軒下に巣をつくったりしたときに、町のほうにお願いし

て撤去してもらおうと。鉤路あたりなんていうと、何万もかかるそうですね。それを厚岸町の場合には役場のほうでやってくださる、その費用というふうに考えていいのでしょうか。

それから、エキノコックスに関しては、この後のほうにもエキノコックス症対策というものが健康づくり費のほうにも出ていますけれども、ここと、済みません、委員長、ちょっと同じようなものが次に出てくるものですから、それと対比しながら説明してもらわないとわかんないので、ちょっと先走って申しわけありませんけれども、お許しをいただきたい。

●委員長（音喜多委員） はい。

●室崎委員 このエキノコックスに対する問題で、野ギツネの駆除だという話はしたんだけれども、似たような項目がほかにもありますので、そのあたりとの対比をきちんとして説明をしていただきたい。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） まず、スズメバチの関係でありますけれども、これについては、山間部と先ほど申し上げたのは、あくまでも野犬の駆除に関することでございます。山間部地域の野犬の駆除要請に基づきますハンターの駆除奨励に伴います予算を計上したという内容でございます。

それから、スズメバチの関係につきましては、全町一円ということで、山間部、あるいは市街地関係なく、町内一円という考え方でございます。

それから、病症媒介動物の関係でございますけれども、これについては、野ギツネの駆除の奨励ということで、これについては8頭分見ておりまして、これの予算化をしたという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ご質問者のほうから、健康づくり費の中のエキノコックス症対策事業についてのご質問がございました。

それで、おっしゃっていますように、エキノコックス症対策の中では、エキノコックスの感染の有無というものを継続定期的に、血清検査により調べていこうという事業でございまして、お子さんで申し上げますと、小学校3年生全員、それから中学校2年生を全員対象として、個別に案内をさせていただいて、例えば夏休みを利用して検査を受けてくださいというような案内をさせていただきながら進めております。

それから、学童以外の成人の部分でございしますが、こちらは、個別に希望があれば検査できるんであります。なかなか結びついていかないということで、健診事業にあわせて、私どもが持っておりますシステムの中で、過去に健診を受けている方というデータを持っております。ということは、逆に受けていないという方のデータもありまし

て……。

●室崎委員 詳しくはもう一度聞きますから、その程度で結構です。わかりました。

●保健介護課長（久保課長） そんなことで、あわせた健診というものを進めております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 先にエキノコックスから言いますが、要するに、ここの費目で出てくるのは、媒介するキツネを駆除するという部分だと。人の健康に関しては、2目健康づくり費のほうで考えていますよと。だから、エキノコックスといっても場面が違うんですということですね。わかりました。

あと、人の健康に関しては改めてお聞きしますので、今、1目のほうですから。

それから、有害動物というのは、答弁が2回目になったらまた一つふえてというふうにもう一度聞いたら、また一つ何か種類がふえるのかなという気もするんですが、これはハチと犬だけなんですね。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） これにはカラスも含まれます。申しわけございません。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 小出しにしないで全部出していただきたいんですが。もう一度ちょっと、もうないでしょうね。

それで、スズメバチ、野犬、カラス、これらについて、これはあれですか、駆除なのか、それともサンプルをとるといような意味なんですか。ついでに9万6,000円なんですね。それで、買い上げ金として3万6,000円。非常に少額ですよ。野犬なんていうのは、このごろちょっと余り、ありがたいことに聞かないんだけど、一時期はすごかったですよね。一番恐ろしいのは鉄砲を持った人間だと。間違いに刃物と言うけれども、もっとおっかないと。その次は野犬だと。三、四がなくてクマだということなどは当時、そういう野犬に自分のうちの家畜が襲われるというような目に遭ったり、登校中の子供があわやという目に遭ったりした時代には、よくそういうふうにおっしゃっている方がいらっしゃいましたが、このごろは余りそういう話を聞かないので、一落ち着きしているのかなという気はするんですが、これは、またあられないという保証はないんですよ。

それで、犬というのは集団を組んで、いわゆる徒党を組んで、グループになってと言ったほうがいいのか、行動を起こす本能的習性がありますよね。ですから、リーダーになる犬がいるというと、そこらの野犬がばっと集まってきて、非常に恐ろしい集団をつくるというんだけど、そのリーダーはえてして、飛行機で釧路の空港におりて、時

間、シカ狩りなんかをやって、帰るときに犬を集めるんだけど、遊び癖がついている犬が帰ってこない。そうすると、捨てていく人がいるんですね。そういう犬は訓練を受けていますし、人間の鉄砲というものに対しても相当の知識を持っているし、それから、もともと体格もいい。こういうのがリーダーになって、そこらの、それほどでもない犬を集めてグループをつくるということが過去に何度もありました。ですから、そういうことが今も起こりかねないと思うんです。

そういうものに対応して、そのほかにスズメバチ、これも1件や2件ではないと思うんです。

それから、今度、カラスなんですけど、カラスに関しては、これはあれですか、カラスの巣なんかをつくったときに、下を通ると非常に、昔から、自分の子供ばかりかわいがって、人の子供を蹴飛ばすような人のことをカラスの親みたいだっという言葉があるぐらい、自分の子供に関してはもう、異常に反応するという性質を持った鳥ですね。そういうものに対して、カラスの巣の撤去をするというような部分なんでしょうか。

そうすると、相当件数は、これらはあるんじゃないかという気がするんですが、この程度で大体間に合うということなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） まず、野犬の関係でありますけれども、平成16年から資料を持ち合わせておるものですから、16年からのお話をさせていただきますと、平成16年で8頭、それから平成17年で、同じく8頭駆除してございます。それから、18年がなしでございます。それと、平成19年に2頭、それから20年が6頭です。21年と22年が、これは駆除がなかったということではありますが、野犬掃討で、これは太田地区で3頭、これを駆除していると。これは、2月2日現在の数字でございます。

それから、次に、スズメバチの関係でありますけれども、スズメバチにつきましては、これは、目的といたしましては、人に危害を及ぼすおそれのありますスズメバチの巣を職員が速やかに駆除することによって、町民の皆さんの生活の安定確保を図るということで行っておりますけれども、平成19年には全部で49件、それから、平成20年には55件、21年には、これについては9件でございます。今年度は、全部で37件の駆除を行っているという内容でございます。

それから、カラスに関しましては、これまでに10件の駆除を行っているという内容でございます。

スズメバチの関係でございますけれども、駆除に要します薬剤といいますか、これについては1件当たり2,000円ほどかかりますけれども、これについては、生活保護世帯と、それから65歳以上の方々については免除をしているという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうすると、例年、10万円程度の予算で、最終的には間に合うという、実績に基づいてつけているので心配ないというふうを考えておけばよろしいんですね。はい、

わかりました。どうもありがとうございます。

●委員長（音喜多委員） 5番。

●中川委員 ここで、説明欄にも出ていますが、今、13番から犬の関係の質問もありましたけれども、以前、私、課長や担当者をお願いしていたんですけども、皆さん、議員さんのそばはどうかわかりませんが、朝晩、犬を引っ張って、犬を運動しているのか、犬を引っ張って自分が運動しているのかわかりませんが、かなりのふんなんですよ。そして、私も何回も言っていますけれども、干場はシカのふんですよ。今、雪がありますからわからないでしょうけれども、これは恐らく雪が解けたら、干場もふんで大変だと思うんです。それから、町のなかに来ると、犬のふんなんですよ。そうしてもう、ちょっと見ると、ビニールの袋を持って歩いているのです。そして、黙っていると、ぼんと、こう、やっちゃうのです、雪の上なり何かに。

それで、去年も何月かに課長や担当課をお願いしましたよね。こういう、若竹町周辺ばかりでなくて、副町長もいる光栄なんかもすごいんだそうです。それで、私も課長なり担当課をお願いしましたが、これはどういう、町民に注意というのか、そういうことをされていますか。答弁願います。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、基本的には飼い主の方のモラルに尽きるわけでありまして、町といたしましては、そのような苦情もございまして、広報誌で年に2回、このPRといいますか、啓発の呼びかけということで、飼い主の皆さん方をお願いをしているという内容でございます。

●委員長（音喜多委員） 5番。

●中川委員 今、課長からそういうことで、広報誌やなんかでもやっていただいているということですが、私、以前、あちこちがそういうふんの被害に遭っているということですので、防災無線かなんかで言っていただけませんかとお願したことがあるんですけども、夕方のご飯時期なので、ふんのことなんて言えませんというような話を私いただいたんですよ。だから、それが一番早いのではないかと思うんですよ。5時、6時だったら、食事の時間帯だから防災無線で流せないからと、今、課長から言われたら、広報誌で2回ほどやっていますと言うんですけども、本当にひどいんです。だから、もう少し効き目のある、きょうでも流してほしいなと思うんですけども、いかがですか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） ただいま2回目のご質問でありますけれども、確かに中川



委員のほうから、そういうことで呼びかけることができないのかというお尋ねがございました。そのときに私どもは、今おっしゃられたような返事をしたというふうな記憶がございました。

このことについては先ほども、繰り返しの答弁になりますけれども、モラルのほうに訴えかける、それしかございませんので、そういった防災無線を除いた、先ほど言った広報誌によるPR、それとホームページに掲載をして啓発を促したいというようなことでご理解をいただきたいというふうに考えます。

●委員長（音喜多委員） 5番。

●中川委員 今、課長が飼い主のモラルにどうのこうのと言っていますけれども、モラルがあったらこんなことしないと思うんですよ。あれは1回、小便でもふんでもすると、何かそこばかりやるという習性もあるみたいですけどもね。かなりなんですよ。文句言い、私なり女房が捨てているんですよ。だから、飼い主のモラルだとかなんて、モラルがないから、袋持って歩いて、ある程度拾ってまた捨てたりするんでないかと思うんですよ。モラルをどうのこうのということじゃなくて、もう少し厳しいというか、強いことをやってもらいたいなと思っているんですけども。お願いします。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 申しわけございません。繰り返しの答弁になりますけれども、広報誌の回数をふやすとか、そういった小さな積み重ねと申しますか、そういったことで啓発をしたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいというふうに存じます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 4番。

●高橋委員 ちょっと担当課のほうにお願いしたいんですが、いろいろ苦情があるのは、カラスのえさやりとか、あるいはまた野良猫へのえさやりをやっているところが町内に何か所もあるんですよ。我々も老人クラブを通しまして、どこどこのだれそれがありますよと電話が来るんですよ。これについては、個人情報等の関係もあるので、どうこうということは言えませんが、これはどうなんですか。そういった部分に対しては、町のほうではどんな指導をなさっているのか、ちょっともし、指導しているのであれば、このようにやっていますよということをお聞かせいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） そういった苦情といいますか、カラスあるいは猫にえさをやらないでほしいということで、そういう電話も年に何回か受け付けをしているということでもあります。

犬あるいはカラスにえさをやるということにつきましては、飼い主というふうにみなされるということもございますので、そういった問い合わせが来た段階で、町のほうとしてはえさをやらないようにということで、今までお願いをしているということもございます。

●委員長（音喜多委員） 4番。

●高橋委員 この関係はあれなんですか、まち課がやるべきなんですか、あるいはまた警察がやるべきなんですか。これは、やはり相当苦情が、恐らくまち課のほうに行くのは数少ないと思いますよ。1件や2件の問題じゃないですよ。もうこれから、やはり、猫や犬は発情期を迎えるんで、特に野良犬か野生化したような猫や犬、1匹や2匹でないんですよね。1カ所にやはり、中川委員の近くのところの家庭だったらやっぱり、20匹ぐらいいるのかな。20匹できかないですね。だから、そういうところが何カ所もあるわけですよ。それで、その付近にいる人方がいろいろ注意するんだけど、これはやはり、それぞれ個々にやっていることですから、どうこう言われたいわけです。その近辺にいる方々が大変に迷惑をこうむっている。だから、その苦情はどこに言ったらいいかと。だから、町課で、行政がやるものなのか、あるいは警察がやるものなのか、その辺についてやはり、もう少し勉強して、きちっと、どこどこでやりますよと。だから、どこどこに連絡してくれというような体制でもって、まち課のほうで指導してあげたほうがいいと思うんですけれども、いかがなものでしょう。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、年に数回、やっぱりそういう問い合わせが来ているそうでもあります。うちのほうでは、個人情報でありますので、例えばだれだれさんがそういうことをしていると、そういうような内容の電話でありましたら、私どものほうで電話するなりそちらのほうに伺って、お願いをするという形で、そのような対応をしたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 4番。

●高橋委員 ぜひ、適切な対応をしてもらって、環境衛生にふさわしいような生活ができるようにしてもらいたいと。要望しておきます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

(「はい」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ほか、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 進みます。

2目健康づくり費。

13番。

- 室崎委員 AEDと肺炎球菌ワクチンについて資料を出していただきました。

それに入る前に、1点、先ほどの関係で、エキノコックスの話を相当詳しくご答弁いただいたので、ちょっとそれをもう少しお聞きしたいと思いますが、現在、厚岸町でエキノコックス症を発症している人は何人ぐらいいるのでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） 私ども、毎年、町民の皆さんや学童を対象に検査事業を進めている立場で、今、厚岸町が持っているデータ、チェックをさせていただいたのですが、発症されている方についてのデータが今現在はございません。かつて何人かいらっしゃるという確認は、言葉としてはあるんですが、その後どうなっているのかという情報そのものは、今お住まいの住民の皆さんの中ではちょっと確認ができていないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- 委員長（音喜多委員） 13番。

- 室崎委員 このごろは大分エキノコックス症に対する知識を皆さんお持ちになってきたので、例えば野イチゴを生で食べるなんてことをするというと危ないんですね。そういうようなことは皆さん避けるようになってきたんだけど、かつては、私も直接本人に会って聞いたわけじゃないから、ちょっと、余り断定的には言えませんが、たしかエキノコックスで肝臓の手術をしたような方も厚岸にはいらっしゃるといようなお話が議会であったこともございます。やはり、そういうことを含めて、実態の調査といたしますか、それは必要ではないかというふうに思います。

それと、もう一つは、やはり、エキノコックス症というのは、恐れる必要はないんですけども、予防がきちんとできますから。ただ、甘く見ては大変なことになるおそれがある。長いこと潜伏してから出てきますからね。そのあたりをきちんと、今もやっているでしょうけれども、なおきちんとした啓発をしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 住民の実態調査の部分でございます。

それで、私どもが持っておりますアンテナの限り、当時、町のほうで把握をしておりました、手術を受けた方のお話がありましたが、そういった話なんかも情報収集として調査の中で、可能であればしていきたいなというふうに思っております。

啓発の部分でございます。

平成21年度までの啓発の仕方、それから22年度からの啓発の仕方、私も対応を変更してやっております。21年度までは5年に一度の検診ということで、5年に1回、幅広く呼びかけるというようなことでやっておりましたが、これは本来的に違うだろうと。血液検査を受ける方が5年に一度検査を受けるべきだということでの変更をしまして、管理するシステムそのものも、5年間の履歴の中で、検査を受けていない、あるいは受けているという情報をもとに、受診の機会に働きかけをさせていただく、ぜひ検査を受けませんかという勧誘をさせていただく。あと、個別に照会があります分につきましては、年間そんなに件数がございますけれども、ありました場合には、その都度、勧奨させていくというような形でPRをしていきたいというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 委員長、ちょっと枠が広がりますので、お許しいただきたい。

結局、エキノコックスを媒介する、さっきやったキツネの話がありましたけれども、現在、サンプル的にとっているキツネの中に、相当程度の割合でエキノコックスを持っているものが出ているんでしょうか。そうであるとすれば、今の、血液検査にしても何にしても相当力を入れていかなきゃなんないだろうというふうに思いますので、そのあたり、参考までに教えていただきたい。と同時に、もう一つは、このごろ研究者の間で、キツネだけでないという話が出てきていますよね。家庭で飼っている犬、これが、まだ全道至るところでという状態にはなっていないのですけれども、ここに出てきたのなら、これは全道危ないんじゃないかというような、札幌の町なかで飼っている犬ですとか、そういうところに出てきているという話もちろちら聞こえるんです。入れるということになりますと、今、家の中で飼うという飼い方が多くなってきて、昔のように外へつないでおいてというだけでない飼い方をする人が結構ふえてきているもので、いわば接触が濃密になってきているんですよね。本当に犬好きの人は口移しでもってえさをやったりするような飼い方をしている。こういうものは非常に危ないということです。

それで、そういうことを含めて、やはり、犬に関しても、そういう話が専門家の間でちらちら出てきているということは、やはり、恐らく、そんなことは、今、厚岸ですぐ危険だというような話ではないとは思いますが、やはり注意をしなければならぬという部分もあると思いますので、そのあたりを含めてのやはり啓発を考えていただきたいと、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） まず、エキノコックスの関係でありますけれども、実は平成17年に8頭駆除をしてございました。そのときに、保健所は頭数制限をしておりますので、1月と2月に、2カ月間しか検体を受け付けないということになってございますので、そのときにたまたま8頭がこの期間に当たりまして、そのうち4頭が出たということです。それが平成17年です。それ以降、エキノコックス症の検体を1月あるいは2月に送っても、出ていないというような状況でございます。

それから、平成22年につきましては、現在、検体を1頭持ってっておりますけれども、結果についてはまだ報告はいただいております。ということでございます。

それから、先ほど犬の関係につきましては、確かに札幌で新聞に何十年ぶりかでエキノコックス症が出たという報道がございました。厚岸町におきましても、エキノコックスの関係につきましては、これからも注視をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 答弁漏れありますか。

●室崎委員 うん。それに対して啓発をどうやっていくのかという部分なんです。

●委員長（音喜多委員） 続けてください。

●環境政策課長（大崎課長） この啓発の関係につきましても、広報誌等で啓発を検討していきたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それで、エキノコックスはその程度にいたしまして、先ほどエキノコックスの話の中でも健診の話が出てきておりました。ここで言いますと152ページに特定健診が出ておりますので、健診全般についてお聞きしますが、何回かの議会での、健診の話が出るたびに、もう少し健診を受ける人がふえてほしいと。それで、いろいろな工夫、考えているんだけど、なかなか思うように健診を受けてくれないという話が出ております。これらについて、どういうふうにこの後、いわゆる健診の実を上げていくために、受診者をふやしていこうという方策を考えていらっしゃるのか、そのあたりについてお聞かせをいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 時間をとらせてまして申しわけございません。特定健診の受診状況についてのご質問でございました。

ご質問者おっしゃられるとおり、健診率を高めていくことで疾病の早期発見、早期治

療に結びつけていく、あるいは日ごろの生活のリズムとかサイクル、生活の見直しという中で、生活習慣に伴う疾病の危険から是正をしていこうというようなことになると思うんですが、ご質問者、既に詳しくご承知のとおり、平成19年度までの健診体制と20年度以降の健診体制が、国の健康増進法の変更に伴いまして、あるいは後期高齢者の制度の変更に伴いまして大きく変わったところでございます。

それで、受診の数から申し上げますと、平成20年度特定健診につきましても、それまで40歳以上の方々の健診の受診者の数で申し上げますと800人を超えるというレベルのものが、制度が変わったことによって、75歳以上の方とそれ以下の方と分けましたというようなことがあって、数字が比較できなくなりました。20年度は498名まで受診いただいたのでありますが、このときには年度内の健康保険の制度が変わると国民健康保険の健診は受けられませんよというような制度がくっついておりまして、21年度からその見直しがされたところであります。年度内で変わってもいいんですよというようなことで、特定健診に関しましては、21年度につきましても520人と若干ふえた。

それから、今年度であります。健診自体は集団で受けていただく部分と個別に医療機関に行って受けていただく部分がございまして、3月現在で、個別健診でこれから報告が来てふえるかもしれないという部分を除きますと、631人という数字にふえております。これは、21年度にそういった余計な制度がくっついていたものを取り払うことによって、より受診をしていただくという見直しがあった影響があるのかなというふうに思っております。

ただ伸びてよかったということではなくて、特定健診の対象者、全体の中での受診率と申し上げますと、まだ20%をちょっと超えたレベルでございまして、皆さんに健診を受けていただくということでの、例えばこれまで努力しております2月時期の漁師の方だとかの繁忙期を除いた健診の設定等もやってきておりますので、そういったことで、引き続き受診率を上げていくということについて、研究、そして実践をしていきたいというふうに思っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 いろいろと工夫、努力をなさって、少しずつではあるけれども健診率を上げているというのはわかっているつもりです。その上で申し上げますが、現在、20%程度ということなんですが、最終的にはというか目標値というか、それはどのぐらいまで必要だというふうに考えてらっしゃいますか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

私どもが実践可能なという目標値というものとは別に、ひとり歩きをして、実は平成20年度から、厚岸町の国民健康保険の健診事業はこういう目標でやりますというもの全国一律の設定率で設定されました。それによりまして、平成24年度、ですからあと2年後になるのでありますが、目標の受診率というのは65%。これは厚岸だけの数字で

はございませんで、全国一律。それから、事業所におけます健診率そのものも、事業所の場合はもっと受診率、強制がかかりますので高くなりますので、家族の分も含めて、可能性ではどうするかということが残ると思うのでありますが、全国の市町村の国保の目標率というのはそういう設定がされております。

じゃあ、具体的に実践の中でどうしていくという中身につきましては、具体的な数字を持ち合わせておりませんが、今、20%のレベルだとすれば、あと1年、2年の中で、もう10%ぐらい上乗せをできないかなという思いではおります。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 いきなり65%にせいと言ったって、これは無理だということはよくわかりますので、30を目標に頑張っていきたいというふうに理解させていただきます。

それで、今回、資料を出していただきました。一つが肺炎球菌ワクチン、一つがAEDなんですけど、まず肺炎球菌の話のほうからお聞かせをいただきたいんですが、これについての資料について、簡単にご説明ください。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

ご質問者のほうからは、先進事例の行っている事業の効果というものがわかる資料、それから、医療費に関する比較するデータについて資料をというご要求でございましたので収集したのでありますが、余り、皆さんに説明をしてわかるような資料というのが、実は収集できませんでした。医療研究みたいなものは幾つか出てきたのでありますが、それをそのままという形にはならないということで、一つには、補正予算の中でもお話しさせていただきました北海道の瀬棚町、ここでは旧瀬棚町という表示をさせていただいておりますが、幾つかの合併をして、現在、平仮名のせたな町という形で残っておりますが、合併前の旧瀬棚町での取り組み事例であります。

この瀬棚町は、全国で初めて肺炎球菌ワクチンの接種を公費助成をしたということで、肺炎球菌だけではなくて、インフルエンザワクチンの接種と併用して予防医療に役立てようという取り組みがなされました。それで、そのほかに、医師や薬剤師、保健師の連携による住民個々の健康意識の啓発というものを地域の中に展開をしていったということもあります。これは、肺炎球菌の絡みで申し上げますと、ピーク時には全国一高かった老人1人当たりの医療費というのが、これは何年なのかというのはちょっと、確認できなかったのですが、こうした取り組みを通して、ピーク時の半分に減少させることができたというものがございました。それから、町民全体の医療費としましては、約2億円の減少というものが効果として確認できたという内容でございました。

それから、二つ目の医療費への効果の検証例でございます。これは、ここでは長崎の医療センターのことを書いておりますが、2010年の4月の講演会の報告からということで引き出させていただきました。ここで言うておりますのは2005年以降に65歳以上のインフルエンザワクチンの接種においてになった方800人を登録をして、いろんな検証をし

ましたよという内容であります。

それで、インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンの両方を併用させたグループとそうでないグループとの比較で言うと、一つ目の丸のところでは、接種後2年間の肺炎の発症頻度と入院回数と総医療費を比較をしました。ぽつの一つ目では、死亡抑制の効果は認められなかったのだけれども、接種後1年の、両方のワクチンを併用しているグループでは、肺炎の総医療費は約5万7,000円。そうでないグループよりは8万円削減されたということが確認されたというものであります。それから、75歳以上の方々の入院頻度の比較で申し上げますと、インフルエンザワクチンのみのグループと比較をすると、併用しているグループでは、接種後2年間の入院頻度については約3割が減少になったというような中身になってまいります。

それから、三つ目のその他の参考データであります。肺炎球菌ワクチン23価です。道内市町村の公費負担の状況、2010年6月現在のものであります。全額負担が2町村、それから一部負担が39市町村であります。合わせて41になるわけですが、米印の一つにありますように、21年の4月の時点では道内16市町村というふうに私ども確認をしておりましたが、22年の6月時点では急激な増加があって、41というふうになっております。

全国の比較で表をつくってみました。21年の全国の88という数字は、21年1月段階の公費助成を導入している市町村の数であります。このときに、上と同じ、道内では16という数字であります。平成22年度の全国の数字はございませんが、道内では41ということで、飛躍的に伸びている。この要因は、瀬棚がやられているところには1回6,000円とか8,000円というものではなくて、1万数千円かかるんですよというような時代がございました。ワクチン自体の単価が下がってきたことによる、一部負担で高齢者の方が接種を受けようかなというレベルまで下がってきたということが背景にあるのかなというような、これは私どもの単なる、急激にふえてきたよという背景の中にはそういうものがあるのかなというふうに思っております。

それから、一番下のところは、ワクチンの標準的接種回数と免疫効果等についてまとめさせてもらいました。日本の国内では、現在、接種回数は1回のみであります。1回接種しますと、約1カ月後から5年間程度は有効な免疫が得られる。5年後の抗体化については、約80%まで落ちちゃって、以後、徐々に抗体化は低下していくんですけども、5年目以降もある程度効果は残るんじゃないかという説が確認ができました。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 瀬棚が、本当に全国に先駆けてこれを行ったんですが、非常に劇的な効果を上げているわけです。

それで、肺炎というのが今、市中肺炎と院内肺炎というふうに分かれて統計がとられているそうです。市中肺炎というのは、我々がふだんの生活をしていて肺炎にかかる。院内肺炎というのは、院内感染というのはちょっと特殊なんで、これは別にして。それで、70歳以上の場合の市中肺炎菌は、肺炎球菌が1位なんです。それで、若い人の場合



には、マイコプラズマによる肺炎、病原菌なんです。これが非常に多いと。それで、65歳、あるいは70歳以上の人に肺炎球菌のワクチンを打つと、非常に老人の肺炎を抑えることができる。こういう話で、それがインフルエンザワクチンと併用することによって、非常に高い効果を上げているということがいろいろなところで報告されています。併用した場合には、入院率で63%、死亡率では81%低下したというような話が出ております。

それで、アメリカでのものを見ますと、いろんな試験方法があるようですが、それでやって、肺炎球菌疾患というのが56%から81%の予防ができているということです。また、罹患しても、今、そういう説明もあったと思いますが、非常に軽く済むと。抗生物質が効きやすいというようなことがあるというふうに聞いております。

また、この肺炎球菌が引き起こす病気は、肺炎だけじゃなくて気管支炎なんていう呼吸疾患のほかに、副鼻腔炎、中耳炎、それから髄膜炎というのですか、こういうような病気を起こして重篤になる場合、これが相当程度に防がれるということではなっております。

それで、ちょっとお聞きしたいんですが、例えば瀬棚は瀬棚モデルというような言葉でもって言われたわけですけども、これは町民の医療費が2億円減少したと。簡単に書いているんですけども、これは、国保でもって換算して、町の持ち出しがどのぐらい減ることになりますか。もし厚岸でもって町民の医療費が2億円減少したといたすとすれば、当然、国民健康保険の持ち出しに影響するわけでしょう。そこのところでもって、大ざっぱに言うと、どのぐらいの減少が考えられるでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 5 時07分休憩

午後 5 時08分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開します。

町民課長。

- 町民課長（米内山課長） ちょっと質問がよく理解できなくて申しわけございません。

2億円、例えば医療費が減ったということになれば、単純にいきますと、国保では7割を給付しますから、二七、十四、1億4,000万円ということになりますが、ただ、これは、例えば入院して、高額ですとかという部分がかかわってきますと、また別問題になりますけれども、単純に言えば、そのような状況になるかと思えます。

- 委員長（音喜多委員） 13番。

- 室崎委員 話半分としても、1億円近い減額が、町の負担が減るということですよ。

子供というか、幼児の場合の肺炎球菌については、また薬剤がちょっと違うんですかね。PVCとか何とかというような名前では呼ばれているようですが、ちょっとそれは何

でもいいんですが。

今、肺炎球菌についていろいろと、ホームページでもって専門家が書いているのを見ても、特に推奨するのは、小児の別の薬は別にして、65歳以上、特に70歳以上のお年寄りに対する肺炎球菌の接種だと。それで、副反応というのは副作用のことですね。副作用が、2回打つと抗体ができて、重篤な可能性があるということで、日本では1回限りですよということになっているそうですね。アメリカでは5年置いたらいいでしょうというようなことを言っているところもあるようですが。それはいいのですが、特にお年寄りの場合には、これをお勧めするということが、専門家は非常に言っているわけです。そのときには、当然そんな、自治体の持ち出しが少なくなるからやりなさいとか、そんなことは何も書いていません。どこまでも、QOLというんですか、その人が健康で暮らせる度合いがぐんとふえるからいいですよということ言っています。

そういうふうに考えていきますと、個人のほうから言うと、自分の生活というものが健康で暮らせる。それは大きな武器になる。それから、町のほうから言うと、これはうまくいけば、そうでなくても赤字で苦しんでいる国保の持ち出しが1億円以上減っていく可能性が非常に強いというようなものであれば、これは主策として、かつての瀬棚町のように、そして現在、道内でも41の町が行っているように、これに助成を出すなり、全額自治体がやるのが一番いいでしょうけれども、そこまでいけないんなら一部負担でもして、どんどんこういうものを進めるというふうにはいかがでしょうか。

それから、これは専門家のほうの書き方なんですが、副作用に関しては、インフルエンザの予防接種とほぼ同じぐらいの危険性であるというふうに言っています。これは、1人のお医者さんが言っているんじゃないかと、専門家が何人か集まって、そういう会議をつくっているんです。そこで出しているもので言っています。ですから、ほぼ信用していいんじゃないかと。それで、日本での重篤な副反応の報告は3例で、アナフィラキシーショックというのはないと。それから、死亡例もないと、こういうふうに言っています。そのあたり、つかんでいるデータ等は同じでしょうか、違うでしょうか。副作用に関するところでちょっとお聞きしたいんですが。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

インフルエンザワクチンと比較をした中での副反応については、委員、そんなに変わらないというお話をされましたが、むしろインフルエンザワクチンよりは軽いのではないかとこの発表もされている部分で確認をしておりました。

これまでの死亡例の3例については、私どもちょっと、調べた中での情報としては押さえておりません。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そういうわけで、非常に強い副作用があるのであるならば、私も決してどうだどうだ言いませんけれども、今言ったような副作用の範囲ですし、それから、その効

果についても既に実証済みであるということですので、ぜひこれは取り入れていただきたいと、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 瀬棚モデルのお話がありました。2億円という数字そのものは、高齢者のみではなくて国民健康保険加入の町民の皆さんの、いわゆる医師や薬剤師や保健師がかかわる中での効果というものの中にはあったというふうに書かせてもらいましたし、よくわからなかったのは、薬剤の適正使用というようなこともその中には出てまいりました。それじゃあ、いろんなところを受診して、薬だけどんどんもらって飲まないで、それで医療費を上げていたのかねということも、外野としてはそんなものだったのかねという話にもなるんですが、それは別としまして、瀬棚の予防医療そのものが医療費抑制に効果があった。それから、それ以外の、いわゆる、よく見ますと小さな町だけじゃないのみたいなところもあったのでありますが、東京都でも世田谷というところで、公費負担の取り組みがされているということでの予防医療に対する医療費の効果というようなものも確認をさせていただいているところであります。

質問者がおっしゃるとおり、1対1の比較、それから、必ず毎年50人の方が肺炎球菌を発症してとかというくくりの中で比較した場合には、どちらが高いのか、安いのかというものは、言うをまたなく結論として出せるのでありますが、私どもも、必要性は認めながらも、住民の皆さんに、こんなことで町としては取り組みを進めたいというお話をさせていただく根拠として、もう少し予防医療と医療費の抑制の効果について研究をさせていただいて、進めさせていただければなという思いでありますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 ですから、私、話半分にしてというふうに言っているわけですよ。2億円丸々肺炎球菌ワクチンによるなんていうことは一言も言っていません。ただ、非常に強い効果が出たということは、このときにこれを推奨した、今、夕張にいる村上医師そのものが明確に言うております。これは、私、本人の口から聞いていますから、これぐらいははっきりしたものはないだろうということです。

それで、費用対効果ということを考えますと、要するに費用をかけたことによって効果がぐんと得るものであるならば、プラス・マイナスでもって得になるということなんですよね。ですから、そういうことから考えて、それと、よしんば厚岸町が持ち出ししかなかったとしても、町民の健康維持ということでは非常に大きな効果があるわけですから、プラス国保の節減になるとしたら、これぐらいいいものはないわけですから、積極的に検討して、これは導入を考えていただきたい。私も、命あらば、またこういう席に座れたら、これについては繰り返し繰り返し言っていこうと思っておりますけれども、きょうはこのぐらいにします。

委員長、まだやりますか、今日。まだあるんですけれども、大きな山が。

●委員長（音喜多委員） 13番さん、まだあるんですか。

●室崎委員 大きな山があります。

●委員長（音喜多委員） この目でですか。

●室崎委員 ええ、そうです。余り答弁者をおどかすようなことは言いたくないと。ちょっと時間がかかるかなと、この次の論点は。

●委員長（音喜多委員） ほかにこの目でありますか。

（「ちょっと聞きたいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） どうですか、皆さん、今日はこの辺にとどめますか、それとも大きな山を越しますか。（発言する者あり）  
休憩します。

午後 5 時18分休憩

午後 5 時19分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

では、本日の会議はこの程度にとどめ、あすに審査を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれで閉会いたします。

午後 5 時19分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年3月9日

平成23年度各会計予算審査特別委員会

委員長